

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第35期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03（3259）8518（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03（3259）8518（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 日本アジア投資株式会社西日本オフィス （大阪府大阪市北区大深町3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
営業収益 (百万円)	6,860	4,766	8,461	6,935	4,596
経常利益又は経常損失 (百万円)	3,111	2,816	617	389	335
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (百万円)	3,078	2,744	269	731	707
包括利益 (百万円)	3,087	42	1,464	1,419	983
純資産額 (百万円)	10,063	8,646	7,137	8,047	6,597
総資産額 (百万円)	41,094	36,044	32,953	30,674	27,196
1株当たり純資産額 (円)	12.08	7.85	17.45	233.52	274.16
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (円)	26.12	23.28	2.28	61.57	49.96
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	2.28	-	48.69
自己資本比率 (%)	3.5	2.6	6.2	9.6	16.8
自己資本利益率 (%)	-	-	18.04	-	18.82
株価収益率 (倍)	-	-	44.26	-	5.44
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	738	1,196	3,624	511	974
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	396	277	437	213	470
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,056	2,838	1,424	3,224	1,404
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,813	5,554	8,313	5,942	5,915
従業員数 (名)	109	80	46	45	43

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第31期、第32期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3 第32期より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う営業損益、経常損益及び税金等調整前当期純損益に与える影響は、軽微であります。

4 当社は、平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第34期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
営業収益 (百万円)	4,758	3,165	5,437	3,955	3,678
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,036	2,617	277	710	681
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	2,227	2,440	380	892	824
資本金 (百万円)	4,000	4,000	4,000	4,299	5,268
発行済株式総数 (株)	119,993,475	119,993,475	119,993,475	128,751,475	16,848,392
純資産額 (百万円)	2,148	1,572	2,256	2,711	4,550
総資産額 (百万円)	31,484	27,939	27,024	23,956	22,025
1株当たり純資産額 (円)	17.64	13.30	19.06	211.33	271.63
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	18.90	20.71	3.23	75.07	58.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	3.23	-	56.71
自己資本比率 (%)	6.6	5.6	8.3	11.2	20.5
自己資本利益率 (%)	-	-	19.96	-	22.90
株価収益率 (倍)	-	-	31.28	-	4.67
配当性向 (%)	-	-	0.00	-	0.00
従業員数 (名)	66	42	23	25	23

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第31期、第32期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

3 第32期より、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う、営業損益、経常損益及び税引前当期純損益に与える影響は軽微であります。

4 当社は、平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第34期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

昭和56年7月	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号に日本アセアン投資株式会社の商号をもって設立（資本金10億円）
昭和56年9月	本店を東京都千代田区大手町に移転
昭和62年11月	事業目的の一部変更（「投資事業組合の管理運営業務」の追加）
昭和63年1月	本店を東京都千代田区平河町に移転
昭和63年11月	大阪支店開設
平成2年4月	本店を東京都千代田区麹町に移転
平成2年6月	ジャイク事務サービス株式会社設立（現・連結子会社）
平成3年6月	日本アジア投資株式会社に商号変更
平成6年3月	JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD.設立（現・連結子会社）
平成8年4月	株式の額面金額を変更するため日本アジア投資株式会社（形式上の存続会社）と合併
平成8年9月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録
平成10年6月	PT. JAIC Indonesia設立（現・連結子会社）
平成10年12月	JAIC ASIA HOLDINGS PTE.LTD.取得・増資（現・連結子会社）
平成12年10月	日本プライベートエクイティ株式会社設立（現・持分法非適用関連会社）
平成16年11月	本店を東京都千代田区永田町に移転
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年5月	JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD. Shanghai Representative Office開設
平成17年8月	JAICシードキャピタル株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年12月	ジャイク投資顧問株式会社をJAIC WestLBアセット・マネジメント株式会社として合併会社化
平成19年7月	JAIC WestLBアセット・マネジメント株式会社の合併契約を解消、JAICアセット・マネジメント株式会社（現社名 クレアシオン・キャピタル株式会社）へ商号を変更
平成19年8月	JAIC Asia Holdings Pte.Ltd. Bangkok Representative Officeを現地法人化し、JAIC (Thailand) Co.,Ltd.設立（現・連結子会社）
平成19年12月	JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD. Shanghai Representative Officeを現地法人化し、日亜投資諮詢（上海）有限公司（Japan Asia Investment (China)Co.,Ltd.）設立（現・連結子会社）
平成20年5月	蘇州日亜創業投資管理有限公司設立（現・連結子会社）
平成20年6月	東京証券取引所市場第一部上場
平成21年8月	本店を東京都千代田区神田錦町に移転
平成23年7月	日亜（天津）創業投資管理有限公司を新たに設立し、資本金払込（現・連結子会社）
平成23年11月	JAICアセット・マネジメント株式会社の一部株式を譲渡しクリアシオン・キャピタル株式会社へ商号を変更 瀋陽日亜創業投資管理有限公司設立（現・連結子会社）
平成25年4月	JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD. Taipei Branchを日本アジア投資株式会社台北支店に改組
平成25年8月	日本プライベートエクイティ株式会社の一部株式を譲渡
平成27年9月	クリアシオン・キャピタル株式会社の保有株式全てを譲渡
平成28年1月	日本アジア投資株式会社台北支店を閉鎖

3【事業の内容】

当社の企業集団（以下「当社グループ」）は、当社を中核として、主として連結子会社33社（19ファンドを含む）、持分法適用関連会社10社（10ファンドを含む）により構成されており、その主な事業内容と主な関係会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。

当社グループは日本とアジアで投資を行っております。その際、機関投資家等の出資者からの出資及び当社グループ自身の出資により設立される「ファンド（投資事業組合等）」と自己資金を通じて、投資を実行致します。

投資事業組合等管理運営業務

ファンドを組成し、当該ファンドの管理運営業務を行い、ファンドの管理運営報酬や成功報酬、さらに経理や現物管理の事務代行を受託することによる事務受託手数料などを得ております。

投資業務

当社グループは、日本とアジアに跨る総合的な投資会社として、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等を中心とした成長力豊かな企業へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却によるキャピタルゲインを得ることを主な目的として、投資を行っております。また、メガソーラー等の再生可能エネルギープロジェクトに対して、プロジェクトの収益を源泉とした安定収益やプロジェクトの売却益を得ることを主な目的として、投資を行っております。

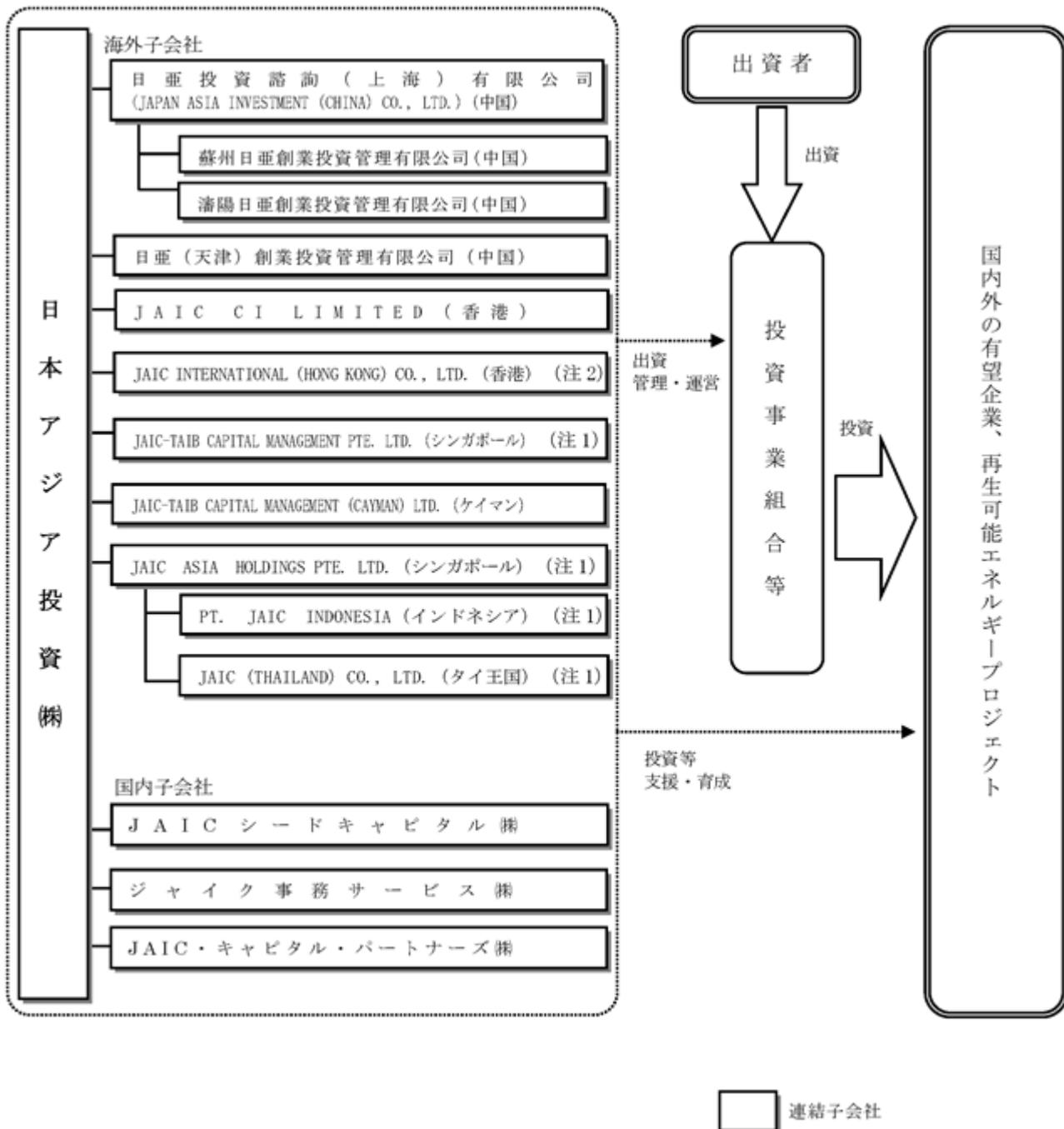
その他

当社グループでは、投資先企業への支援にあたって、さまざまな情報提供等の周辺業務を行っております。

会社名	主な事業内容
当社、日亜投資諮詢（上海）有限公司（JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.）、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、日亜（天津）創業投資管理有限公司、JAIC CI LIMITED、JAIC INTERNATIONAL (HONGKONG) CO., LTD.、JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.、JAIC ASIA HOLDINGS PTE. LTD.、PT. JAIC INDONESIA、JAIC (THAILAND) CO., LTD.、JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT (CAYMAN) LTD.、ジャイク事務サービス㈱、JAIC シードキャピタル㈱、JAIC・キャピタル・パートナーズ㈱	国内外の有望企業への投資、及び、再生可能エネルギープロジェクトへの投資 国内外のファンドの管理・運用 投資先企業等に対する情報提供等の周辺業務

（注） 第26期連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）より、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（平成18年9月8日 企業会計基準委員会）の施行に伴い、ファンドを連結子会社及び持分法適用関連会社として連結の範囲に含めております。

当連結会計年度末現在における当企業集団の事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 1. 東南アジアの子会社には現時点において駐在員がおらず、休眠中であります。

2. JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO., LTD.は、現在売却手続き中であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ジャイク事務サービス㈱	東京都千代田区	10	投資	100.0	当社グループが業務執行を行う投資事業組合等の管理事務。 役員の兼任なし。
JAICシードキャピタル㈱	東京都千代田区	40	投資	100.0	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動。 役員の兼任あり。
JAIC ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 6,136	投資	100.0	東南アジア地域における関連会社の統括。 役員の兼任なし。
JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO., LTD.	香港	千米ドル 1,813	投資	100.0	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動。 役員の兼任あり。
PT.JAIC INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千米ドル 450	投資	100.0(99.6)	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動。 役員の兼任あり。
JAIC(THAILAND)CO., LTD.	タイ王国	百万バーツ 10	投資	100.0(100.0)	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動。 役員の兼任あり。
日亜投資諮詢(上海)有限公司 (JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA)CO., LTD.)	中国 上海	千米ドル 3,710	投資	100.0	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動。 役員の兼任あり。
JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.	シンガポール	千米ドル 110	投資	60.0	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
蘇州日亜創業投資管理有限公司	中国 蘇州市	千中国 人民元 1,000	投資	100.0(100.0)	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
JAIC CI LIMITED	香港	千香港ドル 6,620	投資	100.0	投資事業組合等への出資。 役員の兼任あり。
日亜(天津)創業投資管理有限公司	中国 天津市	千中国 人民元 2,000	投資	100.0(30.0)	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	中国 瀋陽市	千中国 人民元 1,000	投資	100.0(100.0)	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
JAIC・キャピタル・パートナーズ㈱	東京都千代田区	10	投資	100.0	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT (CAYMAN) LTD.	イギリス領 ケイマン諸島	千米ドル 20	投資	60.0	当社グループの出資するファンドの管理運営。 役員の兼任あり。
投資事業組合等19ファンド *1	-	-	投資	-	投資業務
投資事業組合等10ファンド *2	-	-	投資	-	投資業務

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 2 「議決権所有割合」の()書は、間接所有割合を示しております。
- 3 *1 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」(企業会計基準委員会平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用に伴い、第26期連結会計年度より新たに連結子会社となっております。このうち13ファンドは特定子会社に該当しております。なお、うち1ファンドについては、営業収益(連結会社相互間の内部取引を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。
営業収益556百万円、経常利益111百万円、当期純利益111百万円、純資産額1,122百万円、総資産額1,126百万円。
- 4 *2 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」(企業会計基準委員会平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用に伴い、第26期連結会計年度より新たに持分法適用関連会社となっております。
- 5 上記会社で有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	43人
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
23	46歳 3ヶ月	10年 2ヶ月	8,775,235

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 上記以外に他会社への出向社員9名がおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の日本経済は、政府の経済政策や日銀のマイナス金利政策を背景に緩やかな回復基調にありながらも、新興国の成長鈍化懸念や米国の利上げなど海外経済の不透明感の影響により、企業収益の減速感や個人消費の低迷が続き、足元では弱含みつつあります。株式市況においては、平成27年8月に中国の人民元切り下げに端を発して悪化した後いったん回復したものの、平成28年の年明け以降は再び調整局面が続いております。

当社グループの事業に関連の深い中国においても、経済成長鈍化やそれ以前の急速な株価上昇の反動により、株式市場は平成27年6月以降大幅な下落傾向にあります。

そのような環境のもと当連結会計年度において当社は、平成27年12月11日に発表したとおり、業績回復と財務体質の改善を目的として、香港を代表する投資グループでありグローバルなネットワークを有するFirst Eastern (Holdings) Limited（以下「FE社」と）と、大型ファンドの組成と投資活動を共同で行うことを目的とした資本業務提携を行いました。

これに伴い当社は、FE社グループが保有していた当社に対する金銭債権と交換で、取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債835百万円を発行致しました。その後平成28年2月には、当該新株予約権付社債は452円の転換価額にて全て当社普通株式に転換され、平成28年3月末現在、FE社グループは当社の議決権を約11%保有する筆頭株主となっております。

加えて、当社は、本業務提携の一つとして設立を協議中のファンドに対する拠出資金を調達するため、当該新株予約権付社債と同時に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権も発行致しました。その後平成28年4月末までに新株予約権総数の38.6%が行使され、合計で184百万円を調達しております。

また、当連結会計年度における当社グループの営業活動と経営成績は、下記のようになりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

ファンドの状況

当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、満期を迎えたファンドについて着実に清算を進めた結果、前連結会計年度末から減少し、17ファンド、39,335百万円（前連結会計年度末21ファンド、43,897百万円）となりました。

投資事業組合等運営報酬については、ファンド運用残高の減少に伴い前連結会計年度に比べ管理運営報酬等は減少した一方、成功報酬が増加したため、その合計は548百万円（前連結会計年度比 47.9%増）と前連結会計年度に比べ増加しました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資事業組合等運営報酬 合計額 (百万円)	370	548
うち管理運営報酬等 (百万円)	295	260
うち成功報酬 (百万円)	75	288

既存ファンドの運用残高や管理報酬は減少傾向にあるため、当社ではファンドの新規組成に注力しています。その成果として平成28年2月に、メガソーラープロジェクトを投資対象とする32億円のファンド「RJAエナジー投資事業有限責任組合」、及び、国内ベンチャー企業を主な投資対象とする20億円のファンド「JAIC企業育成投資事業有限責任組合」の設立を実現致しました。

投資の状況

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社として、両地域において成長企業に投資をしております。投資対象とする業種は、環境・エネルギー、医療・介護、バイオ・ヘルスケア、IT・インターネット関連等多岐にわたります。

当連結会計年度は、中国で日本企業との提携により介護事業を営む会社や、国内においては、創薬ベンチャー企業や、再生可能エネルギー関連企業、アプリやインターネット関連の企業などに投資を致しました。

また、各投資先企業に対しては、当社の持つ様々なリソースやネットワークを活用し、投資先企業と一体となってその事業拡大に取り組んでおります。具体的には、売り上げ拡大のための顧客候補や新規販路候補に対する交渉支援、事業提携候補先の紹介による新規事業拡大や海外進出支援、新規の資金調達やM&Aの交渉支援などを行っています。

メガソーラー投資事業については、平成28年3月末時点において、当社が投資しているプロジェクトのうち売電中のものが6件20.0MW、建設中のものが8件56.2MWとなり、企画中の案件も含めたプロジェクトの合計は26件100.0MWとなっております。なお、当社では、売電収入を源泉とする安定収益獲得のために平成30年3月までに100MW規模のメガソーラープロジェクトでの売電開始を目指してまいりました。今般、案件が順調に積み上がって来たことや、東京証券取引所の上場インフラファンド市場が開設されるなど外部環境が整備されてきたことから、今後は、条件次第ではプロジェクトを売却することで早期の収益機会を獲得することも検討してまいります。そのために、今後も、各プロジェクトの事業化を確実に実現するとともに、さらなる案件の開拓に努めてまいります。

以上の結果、国内外全体ではメガソーラープロジェクトへの投資も含め、当連結会計年度の当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、35社、4,093百万円（前連結会計年度比50.0%増）となりました。当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドの投資残高については、投資回収が進捗したため前連結会計年度末から減少し、当連結会計年度末において223社、18,783百万円（前連結会計年度末 249社、19,722百万円）となりました。

IPO（新規上場）と投資損益の状況

当連結会計年度において、当社グループの投資先企業の中からIPOを果たした企業は、上場企業との株式交換（海外2社）を含め国内6社、海外2社、合計8社（前連結会計年度 国内4社、海外1社、合計5社）と前連結会計年度から増加致しました。加えて、既に上場済みの投資先についても各社の株価の値動きを見極めつつ株式の売却を進め、一定の売却高や実現キャピタルゲインを確保致しました。

また、当社は、IPO以外の売却機会を作り出すことに積極的に取り組んでおります。例えば、前連結会計年度には株式会社ヘルシーサービスのM&Aによる売却を実現致しました。当連結会計年度においても、中国において、環境関連の投資先企業と中国上場企業とのM&Aやパイオ関連企業の第三者への売却を実現しております。

しかしながら、IPOも未上場企業の売却も前連結会計年度に比べ小規模の案件であったため、営業投資有価証券の売却高は前連結会計年度から減少し、3,485百万円（前連結会計年度比44.0%減）、売却益である実現キャピタルゲインは1,457百万円（前連結会計年度比55.2%減）となりました。

評価損・引当繰入額については、リスクの低い営業投資資産への入れ替えが進んでいるため、前連結会計年度から減少しております。その内訳を見ると、前連結会計年度は株式会社白元に対し評価損839百万円を計上したため評価損の金額が多額となりましたが、当連結会計年度では投資先企業に大型の経営破綻等の特殊要因が発生しなかったため、営業投資有価証券評価損は13百万円（前連結会計年度比98.8%減）と前連結会計年度に比べ大幅に減少致しました。他方、投資損失引当金繰入額は、近く満期を迎えるファンドからの投資先に対する計上額が発生したため、前連結会計年度から増加し950百万円（前連結会計年度比39.5%増）となりました。

以上の結果、実現キャピタルゲインから営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額を差し引いた後の投資利益は493百万円（前連結会計年度比66.2%減）と、前連結会計年度から減少致しました。

なお、利息・配当収入や組合持分利益等の寄与も加えた投資業務全体では、他社の運用するファンドからの運用益や、メガソーラープロジェクトからの収益が加わり、営業収益は4,001百万円（前連結会計年度比38.5%減）、営業総利益は910百万円（前連結会計年度比38.4%減）となりました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業投資有価証券売却高(A) (百万円)	6,219	3,485
営業投資有価証券売却原価(B) (百万円)	2,964	2,027
実現キャピタルゲイン(A)-(B) (百万円)	3,254	1,457
営業投資有価証券評価損 (C) (百万円)	1,112	13
投資損失引当金繰入額(D) (百万円)	681	950
投資損益(A)-(B)-(C)-(D) (百万円)	1,460	493

(注) 上記表の営業投資有価証券売却原価(B)の金額には、営業投資有価証券評価損(C)は含めておりません。

また、当連結会計年度末における時価のある営業投資有価証券のうち上場株式の含み益は、株価の下落などにより前連結会計年度末から減少し、126百万円(前連結会計年度末362百万円)となりました。

	前連結会計年度末 (平成27年3月31日現在)	当連結会計年度末 (平成28年3月31日現在)
取得原価 (百万円)	457	495
連結貸借対照表計上額 (百万円)	820	621
差額(含み益)(百万円)	362	126

販売費及び一般管理費、特別損益の状況

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べ増加し1,621百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。当連結会計年度における特殊要因として、当社が出資するファンドから当該ファンドを運営する会社向けに支払った支払成功報酬379百万円が組合持分経費として計上されております。なお、当該支払成功報酬を除いた場合には、販売費及び一般管理費の合計額は前連結会計年度から減少し1,241百万円（前連結会計年度比9.3%減）となっております。今後もコスト削減策を継続致しますが、一方で投資体制の強化による追加コストなども発生するため、今後の販売費及び一般管理費は現状と同程度又は増加する可能性もあります。

(主な営業外収益、営業外費用)

投資有価証券に該当するファンドなどからの受取配当金700百万円が発生致しました。また、借入金に対する支払利息は413百万円となりました。

(主な特別損益)

投資有価証券売却益61百万円、投資有価証券に該当するファンドからの償還益84百万円、及び、関係会社に該当するファンド等の清算益110百万円を特別利益に計上致しました。また、関係会社の売却により見込まれる損失に対して、関係会社整理損失引当金繰入額128百万円を特別損失に計上致しました。

(非支配株主に帰属する当期純損益)

主に、連結子会社に該当するファンドの損益のうち、当社グループ以外のファンド出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、当社グループ以外のファンド出資者の存在する連結子会社に該当するファンドにおいて損失が発生したため、238百万円の損失（前連結会計年度 880百万円の利益）となりました。

上記の結果、営業収益は4,596百万円（前連結会計年度比33.7%減）、営業損失123百万円（前連結会計年度営業利益533百万円）、経常利益335百万円（前連結会計年度比13.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益707百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失731百万円）となりました。

当社グループは今後も、日本を含むアジアにおける総合的投資会社として新規投資の実行やファンド組成に積極的に取り組むとともに、既存投資資産の企業価値の最大化や再生可能エネルギー投資の規模拡大を進め、業績改善に注力してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

974百万円の収入（前連結会計年度511百万円の収入）となりました。前連結会計年度に比べ税金等調整前当期純利益が増加したことや、投資回収の進捗に伴い収入額が増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資有価証券の償還による収入が発生したこと等から470百万円の収入（前連結会計年度213百万円の収入）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

新株予約権の行使に伴って収入が発生した一方、長期借入金の返済による支出が発生した結果、1,404百万円の支出（前連結会計年度3,224百万円の支出）となりました。

これから現金及び現金同等物に係る換算差額67百万円を控除した結果、当連結会計年度末において現金及び現金同等物の残高は26百万円減少して5,915百万円となりました。

2【営業の状況】

(1) 営業収益及び営業総利益の内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日)

科目	営業収益		営業原価	営業総利益又は 営業総損失()
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資事業組合等管理業務	370	5.3	-	370
投資業務	6,502	93.8	5,024	1,477
うち 実現キャピタルゲイン	6,219	89.7	2,964	3,254
うち 営業投資有価証券評価損	-	-	1,112	1,112
うち 投資損失引当金繰入額	-	-	681	681
うち 利息・配当収入	117	1.7	-	117
うち 組合持分利益等	166	2.4	266	100
その他	62	0.9	9	53
合計	6,935	100.0	5,034	1,901

(注) 上記金額には、消費税等は含めておりません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

科目	営業収益		営業原価	営業総利益又は 営業総損失()
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資事業組合等管理業務	548	11.9	-	548
投資業務	4,001	87.1	3,090	910
うち 実現キャピタルゲイン	3,485	75.9	2,027	1,457
うち 営業投資有価証券評価損	-	-	13	13
うち 投資損失引当金繰入額	-	-	950	950
うち 利息・配当収入	69	1.5	-	69
うち 組合持分利益等	445	9.7	98	347
その他	46	1.0	7	39
合計	4,596	100.0	3,098	1,498

(注) 上記金額には、消費税等は含めておりません。

(2) 投資業務の状況

1) 投資実績

当社グループによる自己勘定並びに当社グループが運営の任にある、又は運営の為に必要な情報の提供を行っているファンドによる投資実行額及び投資残高の内訳は以下のとおりであります。

投資実行額内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	会社数(社)	金額(百万円)	会社数(社)	金額(百万円)
地域別				
日本	18	1,980	33	3,586
中華圏(中国、香港、台湾)	8	748	2	506
東南アジア	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
業種別				
QOL関連	7	386	6	453
再生可能エネルギープロジェクト	7	1,257	18	2,788
IT・インターネット関連	8	822	7	380
機械・精密機器	1	9	-	-
サービス関連	1	37	2	364
その他	2	215	2	105
投資実行額合計	26	2,728	35	4,093

- (注) 1 QOL関連とは、生活の質「Quality of Life」を高める事業分野として、バイオ、医療機器、医薬品、環境、福祉・介護などを表しております。
- 2 当社グループが運営に関与しない当社以外の第三者が運営するファンドへの出資分は含まれておりません。
- 3 当連結会計年度より業種別の区分を変更しております。なお、前連結会計年度の数値も変更後の区分で表示しております。

投資残高内訳（自己勘定分及びファンド勘定分）

	前連結会計年度末 （平成27年3月31日現在）		当連結会計年度末 （平成28年3月31日現在）	
	会社数（社）	金額（百万円）	会社数（社）	金額（百万円）
地域別				
日本	173	11,084	161	12,092
中華圏（中国、香港、台湾）	61	8,141	49	6,431
東南アジア	8	492	6	255
その他	7	4	7	4
業種別				
QOL関連	53	5,229	46	4,697
再生可能エネルギープロジェクト	8	1,337	22	3,722
IT・インターネット関連	88	5,379	77	4,484
機械・精密機器	16	2,679	11	1,729
サービス関連	27	1,189	24	1,286
その他	57	3,908	43	2,863
投資残高合計	249	19,722	223	18,783

- （注）1 QOL関連とは、生活の質「Quality of Life」を高める事業分野として、バイオ、医療機器、医薬品、環境、福祉・介護などを表しております。
- 2 当社グループが運営に関わらない当社以外の第三者が運営するファンドへの出資分は含まれておりません。
- 3 当連結会計年度より業種別の区分を変更しております。なお、前連結会計年度末の数値も変更後の区分で表示しております。

2) 投資先企業の新規上場の状況

当社グループによる自己勘定並びに当社グループが運営の任にある、又は運営の為に必要な情報の提供を行っているファンドから投資を行った投資先企業の新規上場の状況は以下のとおりであります。

新規上場(IPO)の状況(自己勘定分及びファンド勘定分)

投資先企業の所在地	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
国内	4社	6社
海外	1社	2社
合計	5社	8社

(注) 上記には、投資実行先企業と既上場企業の株式交換等により取得した上場株式が、前連結会計年度において国内2社、当連結会計年度において海外2社含まれております。

初値倍率の状況(自己勘定分及びファンド勘定分)

投資先企業の所在地	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
国内	4.9倍	1.7倍
海外	1.8倍	- 倍

(注) 初値倍率 = 初値時価総額の合計 / 取得額の合計。なお、初値倍率の計算には株式交換等による上場株式取得分は含めておりません。

新規上場した投資先企業の一覧

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

社数	投資先企業名	上場年月日	上場市場	事業内容	本社所在地
国内：2社 (注) 海外：1社	Tsang Yow Industrial Co., Ltd.	平成26年5月14日	台湾	自動車トランスミッション用の金属部品製造販売	台湾
	㈱リボミック	平成26年9月25日	マザーズ	創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」によるRNAアプタマーを用いた分子標的薬の研究・開発	東京都
	竹本容器㈱	平成26年12月17日	東証二部	プラスチック製等の包装容器の製造及び販売	東京都

(注) 投資実行先企業と既上場企業の株式交換等により取得した上場株式が、前連結会計年度において国内2社ありましたが、上記表には含めておりません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

社数	投資先企業名	上場年月日	上場市場	事業内容	本社所在地
国内：6社 海外：-社 (注)	㈱ナガオカ	平成27年6月29日	JASDAQ スタンダード	石油精製・石油化学プラント用の内部装置、取水用スクリーン、水処理装置の製造販売、高速海底浸透取水システム装置の研究開発	大阪府
	㈱エスケーホーム	平成27年8月5日	福証 Q-Board	注文住宅の企画、設計、販売、施工、監理を主な事業内容とする戸建住宅事業及び付随する不動産販売事業等	熊本県
	㈱グリーンペプタイト	平成27年10月22日	マザーズ	がん免疫治療薬の研究、開発、製造、販売	福岡県
	㈱ロゼッタ	平成27年11月19日	マザーズ	自動翻訳サービス事業、翻訳、通訳事業、企業向け語学研修事業	東京都
	ヒロセ通商㈱	平成28年3月18日	JASDAQ スタンダード	外国為替証拠金取引事業	大阪府
	㈱フェニックスバイオ	平成28年3月18日	マザーズ	PXBマウスを用いた受託試験サービス	広島県

(注) 投資実行先企業と既上場企業の株式交換等により取得した上場株式が、当連結会計年度において海外2社ありましたが、上記表には含めておりません。

(3) 投資事業組合等管理運営業務の状況

(当社グループが運営の任にあたる、又は運営のために必要な情報の提供を行うファンド)

1) 運用残高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成28年3月31日現在)
ファンド総額(百万円)	43,897	39,335
ファンド数	21	17

(注) 満期を迎えた後に清算期間に入っているファンドは上記の数値に含めておりません。

2) 新規設立又は運用資産が増加したファンド

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			
新規設立		運用資産増加	
ファンド総額(百万円)		ファンドの増加額(百万円)	
ファンド数		ファンド数	

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			
新規設立		運用資産増加	
ファンド総額(百万円)	5,201	ファンドの増加額(百万円)	
ファンド数	2	ファンド数	

3) 新規設立ファンド一覧

ファンド名	設立時期	ファンド総額 (百万円)	特徴
RJAエネルギー投資事業有 限責任組合	平成28年2月	3,201 (設立時点)	メガソーラープロジェクトを投資対象とする ファンド
JAIC企業育成投資事業有 限責任組合	平成28年2月	2,000	国内ベンチャー企業を主な投資対象とするフ ァンド

4) 当連結会計年度末日以降3年以内において満期を迎えるファンド

	平成29年3月期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	平成30年3月期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	平成31年3月期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
ファンド総額(百万円)	20,725	2,544	3,766
ファンド数	9	2	2

(注) 上記1)から4)の各表について

- 1 外貨建によるファンドは、各連結会計年度末日現在の為替レートを乗じて計算した金額を記載しております。従って、運用資産の増減額には為替による影響額も含まれております。
- 2 ファンド総額につきましては、コミットメントベース(契約で定められた出資約束金額ベース)の金額を記載しております。

3【対処すべき課題】

当社の中長期的な経営戦略、及び、今後当社グループが対処すべき課題は以下のとおりと考えております。

プライベートエクイティ投資事業

a) 外部環境の認識

昨今では事業会社系のベンチャーキャピタル（CVC）が続々と設立され、当社のような独立系のベンチャーキャピタルにとっては大きな脅威となっています。CVCは、一般に事業会社が本業との事業シナジーを求めて設立及び運営することが多く、大きな資金力と投資後の強固な事業支援体制を武器に大きな広がりを見せています。このようなCVCとの差別化を図るため、当社としては、永年の経験により蓄積された投資先への上場支援に加え、広いネットワークを活用した海外展開支援や営業支援が重要であると考えています。

b) First Eastern (Holdings) Limited (FE社) との資本業務提携

上記a)の課題を解決すべく、当社は、平成27年12月にFE社との資本業務提携を行いました。今後は、業務提携の具体的な成果を示すべく鋭意努力してまいります。その一つとして、FE社の持つ投資実行・ファンド設立実績や、高い知名度・信用力、グローバルなネットワークを活用し、投資先の支援体制の強化や当社単独では難しい大型ファンドの設立を目指します。

中華圏での新規のファンド設立についても、FE社との共同事業を中心に行ってまいります。FE社が中国国内で保有する政府や大手企業とのネットワークを活用し、中国内の投資家からファンドを募集する方針です。

c) 国内ベンチャーキャピタル投資

国内のベンチャーキャピタル投資においても、ファンドのパートナーなど社外のリソースを有効活用しながら、海外展開支援や営業支援を行ってまいります。特に、リードインベスターとして積極的に成長支援をサポートすべき投資先を厳選するとともに、そのような企業に対しては一定のまとまった金額の投資を行うことに加え、追加の成長資金の投資についても積極的に行うことで、その企業価値を増大させてまいります。

今後は、そのような厳選集中投資のための投資資金を確保するため、新規ファンドを設立することが喫緊の課題であると認識しております。そこで、厳選した有望な企業への投資実績をもって、当社の投資開拓能力をファンドの投資家にアピールし、新規ファンドの組成に繋げてまいります。また、投資対象については、企業ステージや業種を特化せず、ファンド毎に出資者のニーズに合わせて設定します。また、投資領域についてもベンチャーキャピタルだけに限定せず、新興市場の上場企業に対するグロース投資や小型のバイアウト投資へと投資領域を拡大することも検討してまいります。

このように新規ファンドを設立することで、中長期で支援する有望企業への投資を行うほか、平成28年2月に設立した「JAIC企業育成投資事業有限責任組合」では、投資後3年程度と比較的短期間での売却益を獲得すべく、満期が近い同業他社の運営するファンドのポートフォリオを買い取ることも行ってまいります。また、グロース投資や小型のバイアウト投資については、個別投資案件単位でターゲットファンドを設立するなどにより、他の投資家の資金を活用した投資を目指してまいります。

再生可能エネルギー投資事業

a) 外部環境の認識

メガソーラープロジェクトについては、買い取り価格の引き下げが続く中で業者間の競争が進んでおり、当社のようにプロジェクトを進めるための資金調達力があり、発電所の完成・運営実績がある企業の競争優位性が高まっています。その結果、当社にとって、相対的に高い買い取り価格（32円/kWh以上）の高採算プロジェクトへの投資機会が継続しているものと考えています。他方で、メガソーラープロジェクトを投資対象とする上場REITが設立されるなど、投資したプロジェクトを継続的に保有するだけでなく途中で売買するための制度基盤が整備されつつあります。

また、再生可能エネルギー全般については、政府の政策による望ましい電源構成として再生可能エネルギーの規模拡大が指示されており、引き続き市場の拡大が見込まれます。

b) メガソーラープロジェクト

上記a)の様な外部環境の変化を受けて、当社は、メガソーラープロジェクトへの投資の位置付けを見直しました。従来は中長期的な安定収益を補うための施策という位置付けでしたが、今後は中長期的な安定収益に加え、短期的な収益への貢献を期待し、さらに事業規模を拡大してまいります。

具体的には、売電収入を基にした中長期的な安定収益を獲得するために一定規模の投資を継続すると同時に、一部のプロジェクトについてはREITなどへの売却によって売却益を獲得することを目指します。そのためには、高採算プロジェクトへの投資機会の発掘と売却益獲得のための売却交渉が、今後の課題と認識しております。

c) その他の再生可能エネルギープロジェクト

その他（風力、バイオマス、水力、地熱等）のプロジェクトについては、試験的な投資を行い、中長期的な事業化を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等のリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると思われる主要な事項を記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経済環境及び投資環境に係るリスク

当社グループは、自己資金及び当社グループが管理運営するファンドの資金により、日本・アジアを中心とした未上場株式等への投資を行い、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への売却によるキャピタルゲイン、並びに管理運営するファンドからの成功報酬及び管理報酬を得ることを基幹業務としております。このため、当社グループの経営成績及び財政状態は世界各国の株式市場及び投資対象地域の経済環境の影響を受けることとなります。世界経済が不況に陥った場合、投資先企業の業績の不振が当社グループの投資資産価値の減価につながる可能性がある他、投資資金を回収する局面において株式市場が活況でなく新規株式上場市場も低調である場合や、経済環境が低迷し、売却交渉に悪影響を与える場合には、当社グループが得るキャピタルゲイン及び成功報酬が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績変動リスク

当社グループは、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への株式等の売却によるキャピタルゲインを主たる収益の1つとしております。売却の時期や売却価額は、株式市況や個々の投資先企業の特性、その他様々な要因の影響を受けて想定外に変動する可能性があります。その結果、会計年度によって得られるキャピタルゲインの金額が大きく変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 投資活動に係るリスク

当社グループは、未上場株式等や再生可能エネルギープロジェクトを投資対象としており、その投資活動については以下のようなリスクがあります。

当社グループが投資対象とする未上場企業は、成長過程にある企業であるため、収益基盤や財務基盤が不安定であったり、経営資源も限られるといったリスク要因を内包しております。そのため、投資後に企業価値が低下したり、倒産するなどして損失が発生する可能性があります。

当社グループによる未上場株式等への投資から株式上場もしくは第三者等への売却に至るまでには通常長期間を要するため、途中で業績悪化等により当該投資先の企業価値が当初の見込みと異なって変動する可能性がある他、経済環境や株式市場動向等外部要因の影響を受けて投資採算が当初の見込みと大幅に異なり、キャピタルゲインの減少、もしくはキャピタルロスや評価損が発生する可能性があります。

当社グループが投資対象とする未上場株式等は、上場企業の株式等に比較して流動性が著しく低いため、投資回収において、その取引参加者の意向により取引条件が大きく変動し、当社グループの希望する価額・タイミングで売却できる保証はなく、キャピタルロスが発生したり、長期間売却できない可能性があります。

当社グループが投資対象とする再生可能エネルギープロジェクトは、投資判断を行う上で一定の前提条件のもとに、発電所完成までの建設費用等の総事業コストや完成後の長期間にわたる発電量などを見積もり、採算性の検証を行っております。そのため、これらの前提条件が想定以上に変動したり、自然災害や固定価格買取制度の大幅な変更・改正など想定外の事象が発生した場合には、その内容によっては、投資対象とするプロジェクトの投資採算性が見込みと大幅に異なり、プロジェクトから得られる収入の減少、もしくは、プロジェクトに対する投資資産の評価損が発生する可能性があります。

なお、自然災害による被害に関しては、太陽光パネルに長期のメーカー保証を付けるとともに、発電所に対する動産総合保険等によりこれらの被害を最小限に収める対策をしております。

(4) 株価下落のリスク

当社グループは、投資先企業の株式上場等により、市場性のある株式を保有しております。株式市場において株価が下落した場合、保有有価証券に評価損が発生するおそれがあるとともに、株式売却によって得られるキャピタルゲインが減少するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、新規上場銘柄のうち一部の銘柄につきましては、各証券取引所の関連規則又は投資先企業との契約によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。当該期間中に株価が下落した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替リスク

当社グループは、海外での地域分散投資を行っているため、保有する外貨建資産につきましては、外国為替の変動の影響を受けます。なお、プライベートエクイティ投資の特性上、投資資金の回収期間が長期となり、また、回収金額及び回収時期の特定ができず将来のキャッシュ・フロー予測が困難であるため、為替予約などによる為替リスクヘッジ取引等は、売却時の短期的な取引等を除き行っておりません。

(6) 貸付金に対する貸倒リスク

当社グループは営業貸付金及び破産更生債権等の残高を有しており、貸金業法及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という）の適用を受けております。

当社グループは、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提及び見積りに基づいて貸倒引当金を計上しておりますが、個別貸出先の状況の変動や経済環境の変化等外部要因等により、実際の貸倒れが当該前提及び見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となり、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 役員派遣に係るリスク

当社グループの役職員を投資先企業の非常勤役員として派遣することがありますが、投資先企業に対して派遣した当社役職員が損害賠償請求等をされた場合、当社グループに使用者責任及び当該賠償金額を負担する義務が発生する可能性があります。

(8) 資金調達リスク

投資業務は、投資してから資金の回収までに長期間を有するため、投資資金の回収を含む資金調達額と投資実行額がアンバランスになり、財政状態及びキャッシュ・フローの状況が短期的に大きく変動したり、あるいは悪影響を被る恐れがあります。

当社は、上記のような事業の性質上、業務に必要な資金を長期的かつ安定的に調達する必要がありますが、現時点においてその大部分を負債性資金により調達しております。

負債性資金については、当社グループは、平成21年3月以降3回にわたり、全取引金融機関から返済条件の変更等を主としたリスケジュールにご同意を頂いており、現在の返済計画は、平成27年5月1日から平成28年7月29日までとなっています。

今後、平成28年7月29日に期限が到来するに当たり当該対象債務の残債務については、再び新たな弁済計画について全取引金融機関と協議中ではありますが、協議が纏まらない場合には、期限の利益を喪失するなど、当社グループの事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、この新たな返済計画は返済期限を平成29年7月31日としており、これまでと同様に、最低返済額を定めていますが財務制限条項は付しておりません。経済環境の悪化や不測の事態等により当社グループが現時点においてご同意頂いている弁済計画で定められている最低返済額の返済を履行できない事態に陥った場合には、期限の利益を喪失するなど、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) カントリーリスク

当社グループは、アジア諸国などでも投資活動を行っているため、営業活動する国における経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、テロや伝染病の発生などの社会的混乱等により投資先企業や当社グループ会社の事業活動に影響を及ぼすリスクが内在します。

(10) 人材流出のリスク

プライベートエクイティ投資における成功には、有能なキャピタリストやファンドマネージャーの存在とその育成が不可欠であり、当社グループの重要な競争力の源泉であります。人事評価における成果主義の導入と、優秀な人材を確保するため、人件費が増加する可能性があります。また、優秀な人材の流出により、当社グループの将来の成長、事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす場合があります。

(11) 法的規制によるリスク

当社グループは、本邦、アジア諸国及びケイマン諸島などのオフショアと呼ばれる地域他各国において、ファンドの管理運営業務及び投資事業等を行っているため、これらの地域における法的規制（会社法・金融商品取引法・独占禁止法・租税法・投資事業有限責任組合契約に関する法律・外国為替管理法・財務会計関連法規等）の適用による影響を受けるほか、これらの規制との関係で費用が増加する場合があります。当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす場合があります。

適格機関投資家等特例業務関連

当社グループ内には当社をはじめとして、本邦におけるファンドの管理運営業務につき金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業務を営むに当たり、届出を行っている会社があります。この届出により当社グループが管理運営するファンドは、出資者を適格機関投資家等を主とする投資家に限定するなど一定の要件を満たす必要があります。

当社グループ各社の行う業務において当該要件を満たせない事象が発生した場合や、適用法令の公権的解釈の変更その他何らかの理由により適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合、当該事業の業務遂行に支障をきたす可能性があり、その場合には当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競合・参入の状況に係るリスク

当社グループが属するベンチャーキャピタル事業を含むプライベートエクイティ投資業界においては、強力な資金力を有する金融機関、事業会社、外資系企業等による参入があり、これらの系列のベンチャーキャピタル及びプライベートエクイティ投資会社等が積極的に投資活動を拡大した場合、独立系である当社グループの投資機会が減少すること等により、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。また、競合他社による優れたポートフォリオの構築、高い投資リターンの実現、低価格サービスの提供等により、当社グループの競争力が相対的に低下し、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) ファンド（投資事業組合等）に係るリスク

ファンド募集について

ファンド（投資事業組合等）は、当社グループにとって投資原資であるだけでなく、管理報酬や成功報酬等の収益源、また様々な企業と提携してシナジー効果を生み出す上で有効なピークルでもあります。ファンドの募集活動において、出資者から十分な資金を集められない場合、投資活動に支障をきたす可能性があるほか、管理報酬が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンド運営に係る訴訟の可能性等について

当社グループは複数のファンドを設立しており、無限責任組合員又はゼネラルパートナーとして、その出資額を超える損失を負担する可能性があります。また、ファンドの業務執行組合員としての善管注意義務違反を理由とする訴訟や、ファンド間、当社グループとファンド又は出資者、もしくは出資者間の利益相反等を理由とする訴訟等を提起される可能性があります。こうした当社グループに対する訴訟等により損害賠償義務を負った場合には、損害賠償そのもののみならず、社会的信用の低下から当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響が及び可能性があります。

(14) 情報管理に係るリスク

当社グループが保有する取引先の重要な情報並びに個人情報の管理について、各種社内規程等の制定、役職員への周知徹底、情報システムのセキュリティ強化等、情報管理体制の整備を進めておりますが、今後、不測の事態によりこれらの情報が漏洩した場合は、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、当社は、資本業務提携契約を締結致しました。その概要は下記のとおりであります。詳細については、平成27年12月11日付当社開示資料「First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携契約の締結及び第三者割当による取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当による2015年12月新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、平成27年12月11日開催の取締役会において、First Eastern (Holdings) Limited（以下「FE社」といいます。）との間での資本業務提携契約の締結及びFirst Eastern Asia Holdings Limitedを割当予定先とした第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）の方法による取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うこと（以下「本資本業務提携」といいます。）を決議し、平成27年12月29日付で本資本業務提携を開始致しました。

（1）本資本業務提携の理由及び目的

FE社は、香港、北京、上海、ドバイ及びロンドンに拠点を有する香港を代表する投資グループです。FE社及びそのグループ会社は、アジアのみならず欧米や中東などの地域を含めて約200社に投資してきました。また、製造業、金融関係、航空産業、ホテルなどの業種に加え、道路、水道などのインフラプロジェクトなど幅広い分野で投資を行っています。日本においても、そのグループ会社を通じて、ANAホールディングス株式会社と共同でPeach Aviation（ピーチ・アビエーション）株式会社を設立し、主要な投資家として日本とアジアの航路開拓における重要な役割を担いました。また、FE社はピーチ・アビエーションへの投資を皮切りに、中国や香港からの観光客の増加を見込んだ新たな投資の機会を模索しており、今後、日本における投資活動を更に拡大していくことが見込まれます。

FE社グループは、これまでに日本の複数の大手金融機関からの出資を受けて、日本を含めたアジア地域を投資対象とする大型ファンドを組成した実績もあり、日本の機関投資家に対しても高い知名度と信用力を有しています。当社は、FE社との本資本業務提携により、FE社の高い知名度と信用力及びファンド組成能力を活用することで、大型ファンドの組成に繋げることができると考えています。当社は、これまでもFE社に対して当社の投資先を紹介し、FE社からもグローバルなネットワークを活用した情報提供を受け、それを当社の投資先に提供するなどの取り組みを行ってきました。平成27年8月には、当社のメガソーラー事業における主要なパートナー企業であるリニューアブル・ジャパン株式会社に対してFE社グループとの共同投資も行っています。このような関係から、FE社としても、当社が有する投資案件情報やアライアンス情報を活用することで日本における投資活動の拡大に繋げたいとの意向を持っており、本資本業務提携を行うことが双方にとって有益なものであると判断したものです。

（2）業務提携の内容

当社及びFE社は、相互に協力して、以下の各項目を中心として、両社にとって有益な共同事業を検討してまいります。また、FE社から当社への取締役又は顧問及びその他の人材の派遣についても今後検討してまいります。

日本での成長企業への投資におけるファンドの設立及び運営を中心とした協力

日本におけるM&A及び不動産投資に関する助言業務

中国及び東南アジアにおけるファンドの設立及び運営を中心とした協力

インフラ及びエネルギーに関連する投資事業における、ファンドの設立及び運営を中心とした協力

（3）資本提携及び本第三者割当の概要

資本提携の具体的な方法は、First Eastern Asia Holdings Limitedが保有する当社に対する貸付金債権835百万円をデット・デット・スワップの方法により、取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債に交換するものです。なお、本新株予約権付社債は平成28年2月26日付で当社普通株式に転換されており、平成28年3月末現在、First Eastern Asia Holdings Limitedは、当社の議決権を約11%保有する筆頭株主となっております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中において将来について記載した事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断、予測したものであります。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

1．重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

当社グループの財政状態や経営成績において大きな影響があり、かつ重要な経営判断や見積りを必要とする重要な会計方針は以下のとおりです。

(1)投資損失引当金

営業投資有価証券について、四半期毎に社内基準に従って個別投資先企業の評価に関する検討会議を監査法人の立会いのもと行っております。投資先会社の実情を勘案して投資の損失に備える必要があると判断された場合、将来の損失見積額を計上しております。

(2)繰延税金資産

繰延税金資産の計上については、様々な予測及び仮定のもとで算定される将来の課税所得に基づいて計上しておりますが、経営環境の変化等によってこれらの予測及び仮定が実際と異なる可能性があります。将来の課税所得の見積額が減少するような場合、繰延税金資産が取崩しされることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度においては税務上繰越欠損金が生じる見込みであることから、税効果会計については保守的に見積もり、繰延税金資産を計上しておりません。

2．経営成績の分析

(1)営業収益の内訳

当連結会計年度の営業収益は4,596百万円（前連結会計年度比33.7%減）となりました。

営業収益の構成においては、投資業務による収益が4,001百万円と構成比の87.1%を占め、投資事業組合等管理業務による収益が548百万円、構成比11.9%、その他の収益が46百万円、構成比1.0%となっております。前連結会計年度と比較して、営業収益全体が減少する中、投資事業組合等管理業務については成功報酬が増加したため、収益に占める投資業務の割合が前連結会計年度に比べ6.6ポイント上昇しております。

投資事業組合等管理業務においては、ファンド運用残高の減少に伴い前連結会計年度に比べ管理運営報酬等は減少した一方、成功報酬が増加したため、その合計は548百万円（前連結会計年度比 47.9%増）と前連結会計年度に比べ増加しました。

キャピタルゲインを中心とした投資業務については、IPO社数が前連結会計年度から増加致しました。加えて、既に上場済みの投資先についても各社の株価の値動きを見極めつつ株式の売却を進め、一定の売却高や実現キャピタルゲインを確保致しました。また、当社は、IPO以外の売却機会を作り出すことに積極的に取り組んでおります。例えば、前連結会計年度には株式会社ヘルシーサービスのM&Aによる売却を実現致しました。当連結会計年度においても、中国において、環境関連の投資先企業と中国上場企業とのM&Aやバイオ関連企業の第三者への売却を実現しております。しかしながら、IPOも未上場企業の売却も前連結会計年度に比べ小規模の案件であったため、営業投資有価証券の売却高は前連結会計年度から減少し、3,485百万円（前連結会計年度比44.0%減）となりました。

また、組合持分利益等は、他社の運営するファンドの持分利益やメガソーラープロジェクトからの収益が増加したため445百万円（前連結会計年度比167.9%増）となり前連結会計年度から増加しました。その結果、これらに利息・配当収入の寄与も加えた投資業務による営業収益は4,001百万円（前連結会計年度比38.5%減）となりました。

その他の営業収益においては、コンサルティング業務を行う子会社を売却したことや、融資残高の減少に伴い営業貸付金利息が減少したことなどにより46百万円（前連結会計年度比24.8%減）と減少致しました。

(2) 営業原価、販売費及び一般管理費及び営業損益

営業原価については、当連結会計年度は3,098百万円（前連結会計年度比38.5%減）となりました。

前連結会計年度と比較して大型の売却案件がなかったことから、営業投資有価証券売却原価が減少し、2,027百万円（前連結会計年度比31.6%減）となっております。

また、営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額については、リスクの低い営業投資資産への入れ替えが進んでいるため、前連結会計年度から減少しております。その内訳を見ると、前連結会計年度は株式会社白元に対し評価損839百万円を計上したため評価損の金額が多額となりましたが、当連結会計年度では投資先企業に大型の経営破綻等の特殊要因が発生しなかったため、営業投資有価証券評価損は13百万円（前連結会計年度比98.8%減）と前連結会計年度に比べ大幅に減少致しました。他方、投資損失引当金繰入額は、近く満期を迎えるファンドからの投資先に対する計上額が発生したため、前連結会計年度から増加し950百万円（前連結会計年度比39.5%増）となりました。

組合持分利益等については、他社の運営するファンドの組合持分損失が減少したため、98百万円（前連結会計年度比63.0%減）となりました。

その他営業原価においては、融資残高の減少などにより7百万円（前連結会計年度比23.1%減）と減少致しました。

販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べ増加し1,621百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。当連結会計年度における特殊要因として、当社が出資するファンドから当該ファンドを運営する会社向けに支払った支払成功報酬379百万円が組合持分経費として計上されております。

これらの結果、営業損失は123百万円（前連結会計年度 営業利益 533百万円）となりました。

(3) 営業外損益及び経常損益

営業外収益は、投資有価証券に該当するファンドからの受取配当金が増加したこと等から、906百万円（前連結会計年度比142.1%増）となりました。

営業外費用は、借入金の減少に伴い支払利息が減少したことに加え、円安の影響により為替差損が発生しなかったこと等により、448百万円（前連結会計年度比13.5%減）となりました。

これらの結果、経常利益は335百万円（前連結会計年度比13.8%減）となりました。

(4) 特別損益及び親会社株主に帰属する当期純損益

特別利益については、前連結会計年度においては、ファンドの償還に伴う投資有価証券償還益21百万円などが発生し、合計で23百万円となりました。当連結会計年度においては、投資有価証券売却益61百万円、投資有価証券に該当するファンドからの償還益84百万円、及び、関係会社に該当するファンド等の清算益110百万円を特別利益に計上し、合計で259百万円（前連結会計年度比1,020.6%増）となりました。

特別損失については、前連結会計年度においては、他社の運営するファンドの減損に伴い投資有価証券評価損213百万円が発生したことなどから、合計で233百万円となりました。当連結会計年度においては、関係会社の売却により見込まれる損失に対して、関係会社整理損失引当金繰入額128百万円を計上したことなどから、合計で128百万円（前連結会計年度比45.1%減）となりました。

その結果、税金等調整前当期純利益は466百万円（前連結会計年度比160.8%増）となりました。

法人税等合計については、当連結会計年度に連結対象ファンドにおいて法人税等還付税額が発生したため、2百万円（前連結会計年度 30百万円）を計上致しました。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに税務上繰越欠損金が生じる見込みであることから税効果会計については保守的に見積もっており、繰延税金資産を計上しておりません。

また非支配株主に帰属する当期純損益については、連結子会社に該当するファンドの損益のうち、当社グループ以外のファンド出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、当社グループ以外のファンド出資者の存在する連結子会社に該当するファンドにおいて損失が発生したため、238百万円の損失（前連結会計年度 880百万円の利益）となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は707百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失 731百万円）となりました。

3. 財政状態の分析

(1) 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、借入金の返済や投資実行に伴い現金及び預金が減少したことや、売却の進捗に伴う営業投資有価証券の減少等により、前連結会計年度末から減少し27,196百万円（前連結会計年度末30,674百万円）となりました。

負債総額は借入金の圧縮に伴い、前連結会計年度末から減少し20,599百万円（前連結会計年度末22,627百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末の借入金とリース債務の残高は合計で19,656百万円（前連結会計年度末21,771百万円）となりました。このうち、当社単体の金融機関からの借入額が16,910百万円（前連結会計年度末20,193百万円）、メガソーラー投資事業のプロジェクトファイナンス等によるSPCの借入金やリース債務の残高が2,746百万円（前連結会計年度末1,577百万円）であります。

当社単体の借入金については、FE社との資本業務提携に伴い1835百万円が取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と交換されて減少したほか、当連結会計年度に2,448百万円の返済を実施し、着実にその残高を圧縮しております。加えて、平成28年4月末には2,050百万円の借入金を追加で返済し、その残高は14,860百万円となっております。

自己資本については、前連結会計年度末から増加し4,563百万円（前連結会計年度末2,957百万円）となりました。為替や株価の変動によりその他の包括利益累計額合計が減少した一方、親会社株主に帰属する当期純利益707百万円を計上致しました。加えて、FE社グループが取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を転換したことや、行使価額修正条項付新株予約権の行使が発生したため、資本金や資本剰余金が増加致しました。その結果、当連結会計年度末における自己資本比率は16.8%（前連結会計年度末9.6%）となりました。

純資産については、子会社に該当するファンドが分配を実施したことによりファンドの出資者の持分である非支配株主持分が減少したため、前連結会計年度末から減少し6,597百万円（前連結会計年度末8,047百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(3) 営業資産

当連結会計年度は、主として国内で積極的に投資を行ったことなどから、前連結会計年度に比し投資実行額が増加しました。

投資資産については、四半期ごとに社内基準に従って個別投資先企業の評価に関する検討を監査法人立会いのもと実施し、資産評価の適正性を精査しております。

営業投資有価証券の売却が進捗したことなどにより、営業投資有価証券は18,076百万円（前連結会計年度末19,982百万円）と前連結会計年度に比べ減少致しました。投資損失引当金は、リスクの低い資産への入れ替えが進捗したこと等から、4,063百万円（前連結会計年度末4,995百万円）に減少致しました。

なお、営業投資有価証券の期末残高に対する投資損失引当金残高の割合は22.5%となりました。

期末残高	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	金額(百万円)	資産構成比 (%)	金額(百万円)	資産構成比 (%)
営業投資有価証券残高(a)	19,982	65.1	18,076	66.5
投資損失引当金残高(b)	4,995	-	4,063	-
		引当率(%)		引当率(%)
営業投資有価証券残高に対する引当率(b)/(a)	-	25.0	-	22.5

4．経営戦略の現状と見通し

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「日本とアジアでの投資活動を通じて、経済の活性化、社会問題の解決、さらには日本とアジアの経済連携拡大に貢献し、すべてのステークホルダーから信頼される投資会社となる」ことを経営理念として掲げ、投資先企業や投資家からの多様なニーズに対応するとともに、全てのステークホルダーへの利益還元を果たしてまいります。

プライベートエクイティ投資事業では、日本とアジアに跨る総合的な投資会社として、ベンチャー企業や中堅・中小企業等への投資を通じ、日本とアジアの両地域において新たな産業の育成を通じた経済の活性化と環境汚染や少子高齢化などの社会問題の解決、及び、日本とアジアの経済連携の拡大に貢献してまいります。

豊富な投資経験とブランド・ネットワーク・人材・事業パートナーなどの事業基盤をもとに、将来性豊かな企業に成長資金を投資し、日本とアジア双方向からの経営支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、株式上場など各投資先企業にとって最適な成長シナリオを実現することでキャピタルゲインを最大化し、運営するファンドのパフォーマンスの向上に努めます。

また、日本経済の活性化のためには、その基盤となる地域経済の振興が欠かせません。当社グループは、投資会社として地域経済活性化、エネルギーの安定供給、環境問題の解決に貢献するための新たな手段として、メガソーラー発電などの再生可能エネルギープロジェクト投資事業も推進しています。

(2) 目標とする経営指標

将来的に、ファンドの管理報酬や再生可能エネルギープロジェクトからの売電収入を源泉とした安定収益で販管費を賄う、安定的な収益体質を目指します。こうして黒字を定着化させることで、累積損失の解消を目指します。並行して、投資回収資金により有利子負債を返済してその削減を進め、将来的に、デットエクイティレシオ1倍未満を目指して財務体質を改善してまいります。

(3) 中長期的な経営戦略

今後の課題と共に「第2事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

5．資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況については、「第2事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループ及び管理運営するファンドにおける投資活動の状況は、「第2事業の状況 2 営業の状況 (2) 投資業務の状況 1) 投資実績」に記載のとおりであります。

当社の資金調達状況については、借入金の状況については、上記「3. 財政状態の分析 (1) 資産、負債及び純資産の状況」に記載のとおりであります。また、メガソーラー投資事業向けの資金を調達するため、前連結会計年度においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権を発行致しました。その後、当連結会計年度中に新株予約権残数の14,742個全てが行使され、合計で915百万円を調達しております。加えて、First Eastern (Holdings) Limitedとの業務提携の一つとして設立を協議中のファンドに対する拠出資金を調達するため、平成27年12月に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権16,877個を発行致しました。その後平成28年3月末までに6,517個（新株予約権総数の38.6%）が行使され、合計で184百万円を調達しております。

当社のファンド状況については、「第2事業の状況 2 営業の状況 (3) 投資事業組合等管理運営業務の状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	車両運搬具 及び工具 器具備品	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (東京都千代田区)	投資事業	その他設備	17	4	- (-)	-	-	22	22

(注) 1 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は19百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,536,200
計	37,536,200

(注)平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行可能株式総数は337,825,800株減少し、37,536,200株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	(注2)16,848,392	(注1)17,399,692	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株(注3)
計	16,848,392	17,399,692		

- (注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2.発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加した一方、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため減少し、最終的に111,903,083株減少し、16,848,392株となっております。
- 3.平成27年5月22日開催の取締役会決議により、上記2.に記載の株主総会決議を条件として、平成27年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権

平成23年6月24日取締役会決議

2011年7月新株予約権 (インセンティブ型ストック・オプション)	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり910(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月12日 至 平成28年7月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 910 資本組入額 455(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。ただし、当社を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(b)新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>その他の権利行使条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、上記表中及び本注記以下全ての注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- (注) 2 新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
- 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率
- 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 1株当たりの時価) / (既発行株式数 + 新規発行株式数)
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。
- 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注) 3 上記の「資本組入額」は上表に記載の株式の発行価格910円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載している。なお、当該発行価格910円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額550円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は730円となる。
- (注) 4 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定するものとする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 下記に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

() 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合)、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。

() 新株予約権者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成26年2月24日取締役会決議

2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	137	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,700(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月12日 至 平成56年3月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、上記表中及び本注記以下全ての注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- (注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (注) 3 上記の「資本組入額」は上表に記載の株式の発行価格1円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載している。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は541円となる。
- (注) 4 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使条件は
上記に準じて決定するものとする。

新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

- () 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合)、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- () 新株予約権者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成26年6月30日取締役会決議

2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	72	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月16日 至 平成56年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、上記表中及び本注記以下全ての注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- (注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (注) 3 上記の「資本組入額」は上表に記載の株式の発行価格1円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載している。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は446円となる。
- (注) 4 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定するものとする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 下記に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 新株予約権の行使条件
- 上記に準じて決定するものとする。

新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

- () 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合)、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- () 新株予約権者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成27年6月29日取締役会決議

2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	59	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,900(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月15日 至 平成57年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、上記表中及び本注記以下全ての注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- (注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (注) 3 上記の「資本組入額」は上表に記載の株式の発行価格1円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載している。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出(円未満切り上げ)した資本組入額は291円となる。
- (注) 4 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使条件
上記に準じて決定するものとする。

新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

- () 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合）、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- () 新株予約権者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成27年12月11日取締役会決議

2015年12月新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権)	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,360	4,847
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,000	484,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	393(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年1月4日 至平成29年12月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4 資本組入額(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は できない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は 付されていないが、割当予定 先との間で締結した第三者割 当契約において、割当予定先 の親会社、子会社又は関連会 社以外の者に対して本新株予 約権を譲渡する際には当社取 締役会の承認が必要である旨 が定められている。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	-	同左

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数(新株予約権の発行総数16,877個に対応する株式の数)は、1,687,700株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株)とする。ただし、(2)ないし(4)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3(3)、及び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3(3) ()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使時の払込金額は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初393円とする。ただし、行使価額は、本項(2)又は(3)に従い修正又は調整される。

(2) 行使価額の修正

平成28年1月4日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。ただし、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は275.1円とし、本項(3)の規定を準用して調整される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & + & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ & & \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{の払込} \\ & & & & & & \text{金額} \\ \text{調整後行} & = & \text{調整前行} & \times & & & \\ \text{使価額} & & \text{使価額} & & & & \\ & & & & & & \text{時価} \\ & & & & & & \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{交付} & & \\ & & & & \text{普通株式数} & & \end{array}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- () 下記()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記()に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- () 本項()ないし()の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項()ないし()にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (i) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
- () 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
- () 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記()の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- () 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記の規定にかかわらず、上記に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本新株予約権の各行使請求の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄（注）2（2）ないし（4）及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」（注）3（3）によって調整が行われることがある。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

- (1) 行使価額の下限：下限行使価額は275.1円とし、上記3（3）の規定を準用して調整される。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の数（新株予約権の発行総数16,877個に対応する株式の数）の上限：
1,687,700株（交付株式数は100株）とする。（平成27年12月11日現在の普通株式の発行済株式総数の11.76%）ただし、上記2.（2）ないし（4）により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。

6. 当社の決定による本新株予約権の全額の買戻しを可能とする旨の条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行後、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得します。

7. 権利の行使に関する事項についての所有者の間の取決めの内容

(1) 当社による行使指示

- ・ 当社は、平成28年1月4日から平成29年12月28日までのいずれかの日において、当社の判断により、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指示することができます（以下「行使指示」といいます。）。
- ・ 行使指示に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - ()行使指示を行った日（以下「行使指示日」といいます。）の東証終値が下限行使価額の115%に相当する金額以上であること
 - ()前回行使指示を行った日から20取引日以上が経過していること
 - ()当社が、未公表の重要事実を保有していないこと
 - ()行使指示日の東証終値が直前取引日の東証終値よりも10%以上下落していないこと
- ・ 当社が行使指示を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指示日の翌取引日から20取引日（以下「行使指示期間」といいます。）以内に、指示された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 行使指示後、当該行使指示に係る行使指示期間中に、当社株式の株価（気配値を含みます。）が下限行使価額の115%を下回った場合には、割当予定先は、当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する義務を免れます。
- ・ 一度に行使指示可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指示日の直前取引日までの5取引日、20取引日又は60取引日における当社株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数を超えないようにする必要があります。
- ・ 当社は、行使指示を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示致します。

(2) 当社による行使停止

- ・ 当社は、行使期間中のいずれかの日において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます（ただし、上記7(1)の行使指示を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指示を行うことはできません。）。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・ 当社は、停止指示を行う際、又は一旦行った停止指示を取り消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示致します。（3）さらに、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じております。

8. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

10. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

11. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

なお、本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の割当日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割を含みます。）、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれをも含みます。）その他の取引を行うこと、当社の指示により行為する法人若しくは個人に若しくはに定める行為を行わせること、又は、若しくはに記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わない旨合意しております。

「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいますが、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役その他の役員及び使用人に対して発行される新株予約権（但し、各事業年度において、その目的である株式数が一定数を上回らない範囲とします。）並びにこれらの者に対して既に発行され又は今

後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、並びに取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換又は取得により発行又は処分されるものを除きます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第35期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	6,517	21,259
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	651,700	2,125,900
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	277.8	515.8
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	181	1,096
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		30,017
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		3,001,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		563.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		1,692

(注) 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しました。上記表中の株数及び金額には、当該株式併合による調整を反映しております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月31日 (注1)	-	119,993,475	23,166	4,000	-	-
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注2)	8,758,000	128,751,475	299	4,299	299	299
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日 (注2)	14,742,000	143,493,475	460	4,760	460	760
平成27年10月1日 (注3)	129,144,128	14,349,347	-	4,760	-	760
平成27年12月2日 (注4)	-	14,349,347	-	4,760	0	760
平成28年1月4日～ 平成28年2月23日 (注2)	651,700	15,001,047	91	4,851	91	851
平成28年2月26日 (注2)	1,847,345	16,848,392	417	5,268	417	1,268

(注) 1 会社法第447条第1項の規定に基づき、株主総会の決議により資本金を23,166百万円減少し、欠損てん補したものであります。

2 新株予約権の行使による増加であります。

3 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

4 端株処分に伴うものであります。

5 平成28年4月1日から平成28年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が551,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ86百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	35	42	122	53	22	10,510	10,784	
所有株式数(単元)	-	17,381	9,508	4,923	24,924	300	111,408	168,444	3,992
所有株式数の割合(%)	-	10.32	5.64	2.92	14.80	0.18	66.14	100	

- (注) 1 自己株式204,849株は、「個人その他」に2,048単元、「単元未満株式の状況」に49株含まれております。
- 2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。
- 3 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。
- 4 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、上記3に記載の株主総会決議を条件として、平成27年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
First Eastern Asia Holdings Limited (常任代理人 ジョーンズ・デイ 法律事務所 佐野 忠克)	3RD AND 4TH FLOORS, HENLEY BUILDING, 5 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG (港区虎ノ門4丁目1-17)	1,847,345	10.96
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	390,000	2.31
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6番1号	305,900	1.81
松井証券株式会社	千代田区麹町1丁目4番地	207,400	1.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	千代田区丸の内2丁目7番1号	180,000	1.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7番1号)	140,780	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口2)	中央区晴海1丁目8-11	137,600	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	中央区晴海1丁目8-11	136,800	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口3)	中央区晴海1丁目8-11	134,700	0.79
GMOクリック証券株式会社	渋谷区桜丘町20-1	124,300	0.73
計		3,604,825	21.39

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

2 当社の自己株式(204,849株、1.21%)は上記表に含めておりません。

3 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

4 前事業年度末において主要株主でなかったFirst Eastern Asia Holdings Limitedは、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 204,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,639,600	166,396	
単元未満株式	普通株式 3,992		一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	16,848,392		
総株主の議決権		166,396	

- (注) 1 単元未満株式数には当社所有の自己株式49株が含まれております。
- 2 上記「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。
- 3 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。
- 4 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、上記3に記載の株主総会決議を条件として、平成27年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町3-11	204,800		204,800	1.21
計		204,800		204,800	1.21

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。
- 2 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。
- 3 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、上記2に記載の株主総会決議を条件として、平成27年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成22年6月25日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成22年6月25日第29期定時株主総会において、同日現在在籍する当社取締役に対して新株予約権を付与することを決議され、平成23年6月24日の臨時取締役会において発行決議されたものであります。

決議年月日	定時株主総会決議 平成22年6月25日 臨時取締役会決議 平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名 上席執行役員1名 執行役員1名 従業員45名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与時点の付与対象者の区分及び人数であります。平成28年3月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員2名であります。

(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月24日の定時株主総会において決議、平成26年2月24日開催の定時取締役会において発行決議されたものであります。

決議年月日	定時株主総会決議 平成23年6月24日 定時取締役会決議 平成26年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与時点の付与対象者の区分及び人数であります。平成28年3月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名であります。

会社法に基づき、平成23年6月24日の定時株主総会において決議、平成26年6月30日開催の定時取締役会において発行決議されたものであります。

決議年月日	定時株主総会決議 平成23年6月24日 定時取締役会決議 平成26年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与時点の付与対象者の区分及び人数であります。平成28年3月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名であります。

会社法に基づき、平成27年6月25日の定時株主総会において決議、平成27年6月29日開催の定時取締役会において発行決議されたものであります。

決議年月日	定時株主総会決議 平成27年6月25日 定時取締役会決議 平成27年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	86.2	38,790
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1 単元未満株式の買取りによる取得であります。

- 2 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。上記表中の株数は、当該株式併合による調整を反映しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注2)	5,100.2	5,388,091	-	-
保有自己株式数	204,849	5,388,091	204,849	-

(注)1 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2 新株予約権の権利行使及び端株処分によるものであります。

3 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。上記表中の株数は、当該株式併合による調整を反映しております。

3【配当政策】

当社は、期末配当の年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。ただし、当社定款において中間配当をすることができる旨を定めており、中間期の業績によっては中間配当を実施する所存であります。

利益配当につきましては、将来の収益源となる営業投資活動を積極的に行うべく内部留保の充実に努め、財務基盤の強化を図りながら、株主各位への安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、平成28年3月期の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、過年度の累積損失を補填するには至らず配当原資を確保することができなかつたため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます所存です。

なお、平成19年6月26日開催の第26期定時株主総会において定款の一部を変更し、「毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる」旨を定めております。また、当社の剰余金配当決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

4【株価の推移】

（1）最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高（円）	108	182	177	106	80 579
最低（円）	50	43	75	65	39 185

（注）1 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

2 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。印は、当該株式併合による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高（円）	579	456	422	330	382	302
最低（円）	345	421	289	259	185	252

（注）1 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

2 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

5【役員の状況】

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	細窪 政	昭和36年2月3日生	昭和58年4月 日本信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 平成元年7月 当社入社 " 3年3月 同 マニラ駐在員事務所長 " 10年4月 同 シンガポール駐在員事務所長 " 13年4月 同 名古屋支店長 " 17年4月 同 執行役員 " 19年6月 同 取締役営業企画業務管掌兼海外業務副 管掌 " 20年6月 同 取締役コーポレートオフィスグループ 管掌 " 21年6月 同 取締役コーポレートオフィス/グロー バル投資グループ管掌 " 21年7月 日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA)CO.,LTD.)董 事長 " 23年2月 当社 取締役中国総支配人 " 24年2月 同 取締役投資統括部管掌 " 24年6月 同 代表取締役投資統括部管掌 " 25年4月 同 代表取締役投資グループ管掌 " 27年4月 同 代表取締役投資グループ管掌、投資企 画グループ管掌 " 28年4月 同 代表取締役(現)	(注)4	4,300
常務取締役	-	下村 哲朗	昭和30年5月26日生	昭和53年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年4月 同行 横浜駅前支社長 " 18年1月 同行 アジア本部中国部長 " 20年2月 当社入社 " 20年7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務 担当 " 21年4月 同 執行役員財務グループ担当 " 21年6月 同 取締役財務/ポートフォリオ管理/RM (リレーションマネジメント)グループ管 掌 " 23年10月 同 常務取締役経営管理本部長 " 24年2月 同 常務取締役経営管理部、人事部管掌 " 24年6月 同 常務取締役経営企画管理部、人事部 管掌 投資統括部副管掌 " 25年4月 同 常務取締役管理グループ管掌、企画グ ループ管掌 " 27年4月 同 常務取締役管理グループ管掌、新エネ ルギー投資グループ管掌 " 28年4月 同 常務取締役管理グループ管掌、新エネ ルギー投資グループ管掌、投資企画グ ループ管掌(現)	(注)4	900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	-	志村 誠一郎	昭和24年10月16日生	昭和47年4月 平成元年3月 平成11年4月 平成17年6月 平成19年9月 平成20年2月 平成22年7月 平成26年2月 平成27年4月 平成28年6月	石川島播磨重工業(株)(現 (株)IHI)入社 日本エンタープライズディベロップメント(株)入社 安田企業投資(株) 取締役投資本部長 同 常務取締役投資本部長 新光証券(株)(現 みずほ証券(株))入社 ネオステラ・キャピタル(株) 常務執行役員 (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役 (現) 当社入社 投資グループ部長 同 執行役員 投資グループ担当 同 取締役 投資グループ管掌(現)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)		大森 和徳	昭和29年2月12日生	昭和51年4月 平成14年5月 " 16年2月 " 16年3月 " 17年10月 " 20年10月 " 21年12月 " 23年6月 " 25年6月 " 27年4月 " 27年6月 " 27年6月	(株)三和銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行)入 行 (株)UFJ銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 上海支店長 中国浙江省杭州市 経済技術開発区 経済顧問 中国江蘇省蘇州市 蘇州工業園区 高級顧問 日本興亜損害保険(株) (現 損害保険ジャパン日本興亜(株)) 本店営業第1部 金融担当部長 (株)学生情報センター 執行役員 同 専務執行役員 (株)社楽(現 (株)社楽パートナーズ) 取締役副会長 (株)社楽パートナーズ 顧問 副会長 当社 顧問 (株)社楽パートナーズ 顧問(現) 当社 取締役(監査等委員)(現)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)		安川 均	昭和14年8月29日生	昭和38年4月 平成7年4月 " 11年6月 " 18年10月 " 19年6月 " 27年6月	日立化成工業(株) 入社 同 常務取締役経営企画室長 日本電解(株) 代表取締役社長 同社退職 当社 監査役 同 取締役(監査等委員)(現)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)		沼波 正	昭和28年5月23日生	昭和51年4月 平成20年6月 " 22年2月 " 23年6月 " 26年7月 " 27年6月	日本銀行入行 同 国際局長 政策研究大学院大学 教授 公益財団法人 金融情報システムセン ター 常務理事 日本興亜損害保険(株)(現 損害保険ジャパ ン日本興亜(株)) 顧問(現) 当社 取締役(監査等委員)(現)	(注)5	-
計							5,200

- (注) 1 平成27年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 安川均氏、及び、沼波正氏の2名は、社外取締役であります。
- 3 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 大森和徳氏、委員 安川均氏、委員 沼波正氏
- 4 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 5 平成27年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 6 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。上記表中の株数は、当該株式併合による調整を反映しております。
- 7 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
工藤 研	昭和40年4月23日生	平成8年4月 江守・川森・渥美法律事務所 入所 " 12年12月 東京グリーン法律事務所開設 ジュニアパートナー(現) " 18年4月 当社 社外監査役 " 27年6月 当社 補欠の監査等委員である 取締役(社外取締役)(現)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

[コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方]

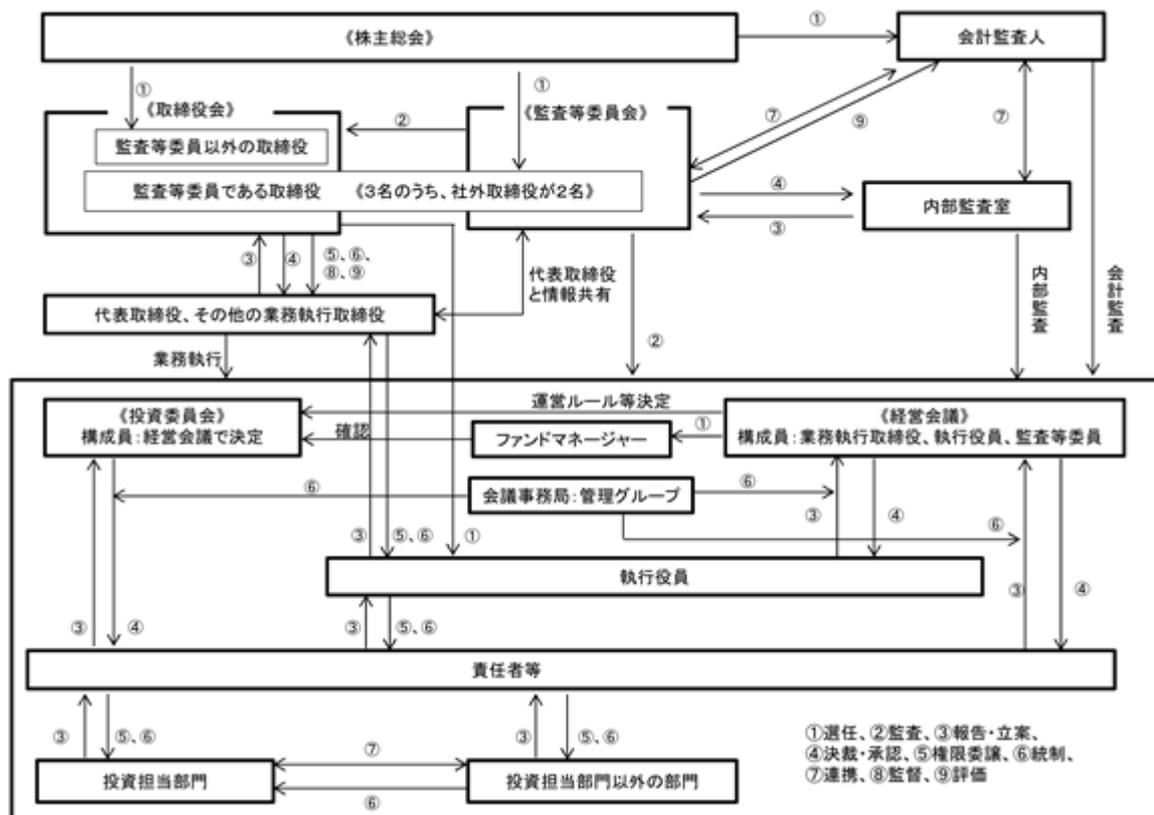
当社は、経営理念の下、経営の透明性及び効率性を確保し、すべてのステークホルダーへの利益還元を使命として継続的に企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針と考えております。

[企業統治の体制の概要]

平成27年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、監査を行う取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を与えることで、より一層監査・監督機能を強化するため、及び、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から行ったものです。

以下では、本有価証券報告書の提出日現在における、当社のコーポレート・ガバナンスの状況について記載しております。

(模式図)



[コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況]

1．会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(1)会社の機関の内容

<取締役>

当社の取締役は、監査等委員である取締役と、監査等委員以外取締役とを区別して、株主総会で選任されます。

当社は、取締役の定員を、監査等委員である取締役については5名以内、監査等委員以外取締役については7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

当社の取締役は6名であり、その内訳は、業務執行を行う監査等委員以外取締役が3名、監査等委員である取締役が3名であります。

<社外取締役>

当社の社外取締役は、安川均氏と沼波正氏の2名であります。

当社と両名との間には特別の利害関係はありません。

当社は、安川均氏に対しては、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。なお、同氏は社外取締役就任前は当社の社外監査役に8年間就任しておりました。また、沼波正氏に対しては、直接企業の経営に関与された経験はありません

が、マクロ経済やグローバル経済に関する高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針については、金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を踏まえ、これらを全て満たす者を独立性ありと判断しています。金額基準については、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針にて明文化しております。東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準等を参考にしています。なお、当社は安川均氏と沼波正氏の両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催しております。

なお、当社は取締役会の決議によって重要な業務執行（法令に定めるものを除く。）の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めております。取締役会は、定款の定めに基づき、一定の業務執行の決定権限を業務執行を担当する取締役に委譲し、できる限り監督機能に特化することで業務の監督と執行の分離を図ります。これは、役割と責任を明確にし、経営判断の透明性の一層の向上を図るとともにより効率的な会社運営を図ることを目的としたものであります。

<監査等委員>

当社の監査等委員は3名であり、うち2名は社外取締役であります。各監査等委員は、監査等委員である取締役に對して、その選解任等及びその報酬等に対して、株主総会での意見陳述権を有しております。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、監査等委員3名で構成されます。

監査等委員会は、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運用、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行います。また、監査等委員会は、会計監査人の選任・解任の要否について評価・決定します。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役に對してその選解任等及びその報酬等に対して、株主総会での意見陳述権を有しております。

監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役や使用人に対し報告を求めるなどの調査等の権限を有します。ただし、具体的な実査の作業は、原則として、各監査委員各自が独自に行うのではなく監査等委員会の傘下に所属し補佐する立場にある内部監査室が行います。監査等委員は、内部監査室からの実査の報告、取締役会その他重要な会議に出席することで受けた報告、取締役や幹部社員から業務の報告等を聴取することを通じて監査を行います。

なお、必要とされる場合には、内部監査室に実査の追加実施などを指示する他、監査等委員自身が実査を行います。

<経営会議>

当社は、取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上開催しております。経営会議は業務執行取締役3名、執行役員3名、監査等委員1名以上によって構成されております。

取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をするうえで、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場とし、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場とすることで業務執行の強化を図ることを目的とした会議です。

<投資委員会>

当社の投資委員会は経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り原則週1回開催されております。投資委員会は、業投資実行の可否及び実行後の投融資先企業の育成・支援に関する施策並びに売却・回収等、当社の営業投融資業務上重要な事項を審議決定する営業上の決裁機関であります。

<その他定款で定める事項>

当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主に対する利益還元を機会を増やし、株主の便宜を図ることを目的とするものであります。

当社は、取締役会の決議によって、会社法第165条第2項に定める自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

< 社外取締役による監督、内部監査による監査、監査等委員会による監査、会計監査の関係性 >

社外取締役は、上記<社外取締役>に記載のとおり、取締役会において、当社と独立した立場からまた各人の資質を活用し、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言を致します。

内部監査については、社内に内部監査室(2名)を設置し実施しております。内部監査室は内部監査計画を作成し、業務の効率性及び適正性等の観点から各部門の業務監査を実施しております。また、被監査部署からの業務改善状況の報告を義務付け、実効性を高めることで当社の健全かつ適切な業務運営の遂行及び経営の合理化と効率化を実現しております。さらに、常に当社業務の課題・問題点を抽出し、リスクの軽減や事務手続きの正確性、業務運営の適切性の確保という観点から検討し、改善策を提言するよう努めております。

監査等委員会は、その構成員である監査等委員が、監査等委員会の傘下に所属しこれを補佐する立場にある内部監査室からの実査の報告、取締役会その他重要な会議に出席することで受けた報告、取締役や幹部社員から業務の報告等を聴取することを通じて、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行います。

会計監査の業務執行をした公認会計士は、新日本有限責任監査法人の海野隆善氏、吉田亮一氏2名で、当社にかかる継続監査年数はそれぞれ7年以内であります。当社グループにおける監査業務の補助者については、公認会計士8名、会計士試験合格者等6名、その他10名であります。

上記の各監査については、社内規程に則り、相互連携を図っております。具体的には、監査等委員会及び内部監査室は原則として月に1回定例会合を持ち、内部監査室から内部監査結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は必要に応じて内部監査室に指示を出します。加えて、四半期の決算期毎に、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行います。また、各監査は監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図り、より効率的な監査を実施できるよう努めております。

内部統制につきましては、代表取締役社長を責任者とし、管理グループが主管となって企画・推進・統括を行い、必要に応じて経営会議にて内部統制に関する報告を行っております。さらに、その実効性を高めるため、内部監査室による独立的评价を実施しております。独立的评价の結果については、内部監査室より経営会議に報告されております。代表取締役社長は、内部統制についての必要な情報を収集するため、適宜内部監査室から内部監査結果の報告を受けます。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員3名との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該各監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

<役員報酬の内容>

平成28年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役（監査等委員であるものを除く）	45百万円	40百万円	4百万円	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	7百万円	7百万円	-	1
監査役 （社外監査役を除く）	2百万円	2百万円	-	1
社外監査役及び社外取締役	10百万円	10百万円	-	4

(注) 1 上記には、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名の在任中の報酬等を含めております。当社は平成27年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

- 2 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、業務執行取締役の報酬を、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるとともに、当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう、取締役会にて決定する方針としております。

決定手続きは次のとおりです。

まず、業務執行取締役は、各人が期首の計画に対する達成状況を自己評価し、結果を取締役に報告します。次に、代表取締役は、各人の自己評価の結果を基に、個人別の報酬内容の原案を策定します。また、取締役の報酬体系（株式関連報酬その他の業績連動型報酬の割合や、業績連動型報酬について採用する業績等の指標の選定、及び指標の水準並びに株式関連報酬の付与基準等を含む。）について、中期経営計画との整合性を図る等、見直しの要否を検討し、必要に応じて見直し案の原案を策定します。

評価委員は、各人において、代表取締役が策定した業務執行取締役の報酬体系の見直し案の原案、及び個人別の報酬等の内容の原案について検討し、取締役会に勧告します。また、評価委員は、各人において、当社の業績や業種特性を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬額の適正性を検討します。この際、評価委員は、業務執行取締役の現行の報酬額、当社における他の役職員の報酬水準等、及び当社が属する業界における他社の役職員の報酬水準も考慮します。

業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬（固定報酬）と会社業績と取締役個人の成果に応じて支給する業績連動報酬（変動報酬）で構成します。なお、平成28年5月25日の取締役会において、従来に比べ報酬総額に対する基本報酬（固定報酬）の割合を低く設定することで、当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる体系に変更することを決議しております。

また、監査等委員である取締役（非業務執行取締役）の報酬については、優秀な人材を確保することを旨とし、取締役各人に設定された役割の内容に応じて決定する方針です。

(2) 業務執行体制

<組織制度>

当社は、平成25年4月より、取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ、室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置しております。

業務執行を行う取締役（以下「業務執行取締役」）はそれぞれ組織又は業務を管掌します。組織を管掌する業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行っております。

執行役員は、業務執行取締役から権限を委譲された者であり、経営的観点及び全社の視野から会社の方針及び計画の策定を補佐し、また、担当する業務及びファンドにおける職務を統括管理します。

責任者等は、経営的観点及び全社の視野から職務を遂行し、策定された会社の方針及び計画に基づいて所管する業務における職務を統括管理します。

また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対して、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させております。

<ファンドマネージャー制度>

平成21年9月より、当社グループが運営するファンドの出資者から見て、より「運用者の顔が見える体制」に変更するため、ファンドマネージャー制を導入致しました。ファンドマネージャーは経営会議により選任され、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負うこととなります。

(3)コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

金融商品取引法の施行に伴い、財務報告についての内部統制に関する規制（日本版SOX）及び金融商品取引業者に関する規制に対応したより透明性の高い経営体制及び内部統制システムの構築を図るため、社内において内部統制に関する認識を高め、社内規程により運用体制を構築し、関係部署において内部統制の構築や評価作業を行っております。

さらに、管理グループ内にリスク管理担当を設置し、保有する営業投資資産について第三者的な観点からモニター・評価を行うことに加えて、金融商品取引法を中心とした法令やガイドラインその他に対する遵守体制を構築しております。管理グループ内のリスク管理担当は各部門と協力して、コンプライアンスマニュアルを作成し周知しております。

2.株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

(1)株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

株主総会の活性化を図るため、株主総会同日に会社説明会（株主懇談会）を行っております。会社説明会では、スライド等を用いて分かりやすいプレゼンテーションを行い、株主総会だけでは伝えきれない当社の活動状況等についてご報告するとともに、活発な質疑応答を通じて株主の皆様との対話を重視しております。

また、議決権行使の円滑化のため、インターネットによる電子投票制度を採用し、また外国人株主向けには招集通知の英訳版を作成しております。

(2)IRに関する活動状況

株主並びに投資家の皆様に、当社の事業内容及び活動状況についてより深く理解していただけるよう、決算や会社の内容に関する説明会を行っております。平成28年3月期は、アナリスト・機関投資家向けに年2回決算説明会を開催した他、主要な機関投資家に対して個別に面談し説明を実施致しました。

また、当社のホームページにおけるIRサイトは、ディスクロージャーポリシーに則り、決算短信、株主向け冊子や決算補足説明資料などを閲覧できるようIRライブラリーを充実させております。加えて、TDnetへの登録及び報道機関へのプレスリリースにより、適時開示情報だけでなく任意の会社情報の開示を充実させるべく努めております。

3.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用させ、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものです。

<内部統制システムの整備状況>

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、内部管理体制強化及びリスク管理体制強化のための組織作り及び規程等の整備を行っております。その具体的な内容については、前記「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況」に記載のとおりであります。

また、役員及び従業員のコンプライアンスについては、その徹底を経営の重要課題の一つに位置付け、「コンプライアンス・マニュアル」を作成して周知徹底し、その実践に努めております。

さらに、株主の基本的な権利と株主の平等性が現実に守られるために、適時適切な情報開示の重要性を認識しており、情報管理が適切に行えるような社内体制を整備しております。具体的には、「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ規程」を制定し、各部門長をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、「業務等に関する重要事実」等の情報の管理を義務付けております。業務等に関する重要事実が確認された際には、迅速に情報開示担当役員及び担当部署である管理グループに情報が集約され、情報開示担当役員が率先して情報の管理を行うとともに、会社情報の適時開示について所定の手順を経て速やかに開示しております。

<リスク管理体制の整備状況>

当社は、企業価値を高め企業活動の継続的發展に影響を及ぼす危機に対応するため、管理グループ内にリスク管理担当を設置しております。リスク管理体制を構築・維持するため、営業資産のリスク管理及びコンプライアンス統制を行っております。具体的には投資委員会の事務局、営業投資有価証券・営業債権の分析及び評価、コンプライアンス統制、主務官庁との連絡業務、各種規制情報の管理等であります。

<子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況>

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制として、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせております。また、子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理しております。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用されます。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をしております。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させております。また、上記<内部統制システムの整備状況>の対象には子会社を含んでおります。

< 株式の保有状況 >

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 7 銘柄 228百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信金中央金庫	1,700	406	事業上の関係構築
(株)宮崎太陽銀行	279,000	53	同上
第一生命保険(株)	3,200	5	同上

みなし保有株式
 該当するものではありません。

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)宮崎太陽銀行	279,000	49	事業上の関係構築
第一生命保険(株)	3,200	4	同上

(注) 当事業年度より、コーポレート・ガバナンスコードの趣旨に合わせ、上場している議決権のある株式のみを記載しております。

みなし保有株式
 該当するものではありません。

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
 当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
 該当事項はありません。

(4) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
 額
 該当事項はありません。

(5) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
 額
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	6	32	5
連結子会社	11	-	9	0
計	45	6	42	6

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度においては、当社の連結子会社である1ファンドは当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対して、監査証明業務に基づく報酬等4百万円を支払っております。

当連結会計年度においては、当社の連結子会社である1ファンドは当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対して、監査証明業務に基づく報酬等4百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度においては、当社は、新日本有限責任監査法人に対して、連結決算アドバイザー業務、及び、新株予約権の発行に関する合意された手続についての対価を支払っております。

当連結会計年度においては、当社は、新日本有限責任監査法人に対して、連結決算アドバイザー業務、及び、新株予約権の発行に関する合意された手続についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の規模・業務の特性、監査日数等を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,610	8,686
営業投資有価証券	2, 3 19,982	2, 3 18,076
投資損失引当金	4,995	4,063
営業貸付金	207	205
その他	543	228
貸倒引当金	16	24
流動資産合計	27,332	23,109
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	71	64
減価償却累計額	43	44
建物及び構築物(純額)	27	20
機械及び装置	-	712
減価償却累計額	-	14
機械及び装置(純額)	-	697
車両運搬具及び工具器具備品	54	56
減価償却累計額	43	49
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	10	7
土地	24	24
リース資産	573	569
減価償却累計額	35	58
リース資産(純額)	537	510
建設仮勘定	-	587
有形固定資産合計	600	1,848
無形固定資産		
その他	10	20
無形固定資産合計	10	20
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,382	1 1,847
破産更生債権等	244	160
その他	203	257
貸倒引当金	99	46
投資その他の資産合計	2,731	2,218
固定資産合計	3,342	4,087
資産合計	30,674	27,196

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,448	2,606
リース債務	29	30
未払費用	351	344
未払法人税等	38	60
繰延税金負債	129	32
賞与引当金	5	27
関係会社整理損失引当金	-	128
その他	212	236
流動負債合計	3,215	3,467
固定負債		
長期借入金	2 18,755	2 16,512
リース債務	538	507
繰延税金負債	23	5
退職給付に係る負債	89	100
その他	5	4
固定負債合計	19,412	17,131
負債合計	22,627	20,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,299	5,268
資本剰余金	2,415	3,286
利益剰余金	5,083	4,375
自己株式	410	400
株主資本合計	1,221	3,778
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	572	241
為替換算調整勘定	1,163	542
その他の包括利益累計額合計	1,736	784
新株予約権	34	29
非支配株主持分	5,054	2,004
純資産合計	8,047	6,597
負債純資産合計	30,674	27,196

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	1,693	1,456
営業原価	2,350	2,330
営業総利益	1,901	1,498
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	320	315
事務委託費	272	188
賞与引当金繰入額	5	27
退職給付費用	20	23
貸倒引当金繰入額	9	1
減価償却費	13	10
組合持分経費	158	527
その他	568	531
販売費及び一般管理費合計	1,368	1,621
営業利益又は営業損失()	533	123
営業外収益		
受取利息	15	27
受取配当金	334	700
為替差益	-	174
雑収入	25	5
営業外収益合計	374	906
営業外費用		
支払利息	443	413
為替差損	58	-
雑損失	16	34
営業外費用合計	518	448
経常利益	389	335
特別利益		
投資有価証券売却益	-	61
投資有価証券償還益	21	84
関係会社清算益	1	110
その他	-	3
特別利益合計	23	259
特別損失		
投資有価証券評価損	213	-
関係会社株式売却損	0	-
関係会社整理損失引当金繰入額	-	128
その他	419	40
特別損失合計	233	128
税金等調整前当期純利益	178	466
法人税、住民税及び事業税	30	2
法人税等合計	30	2
当期純利益	148	468
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	880	238
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	731	707

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	148	468
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	276	443
為替換算調整勘定	848	866
持分法適用会社に対する持分相当額	145	142
その他の包括利益合計	1,270	1,452
包括利益	1,419	983
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	300	244
非支配株主に係る包括利益	1,118	739

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000	2,115	4,351	410	1,353
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	299	299			599
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			731		731
自己株式の取得					-
自己株式の処分					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	299	299	731	-	132
当期末残高	4,299	2,415	5,083	410	1,221

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	329	374	703	9	5,070	7,137
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						599
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						731
自己株式の取得						-
自己株式の処分						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	243	788	1,032	25	15	1,042
当期変動額合計	243	788	1,032	25	15	910
当期末残高	572	1,163	1,736	34	5,054	8,047

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,299	2,415	5,083	410	1,221
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	969	969			1,938
親会社株主に帰属する当期純利益			707		707
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4		9	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		94			94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	969	870	707	9	2,557
当期末残高	5,268	3,286	4,375	400	3,778

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	572	1,163	1,736	34	5,054	8,047
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						1,938
親会社株主に帰属する当期純利益						707
自己株式の取得						0
自己株式の処分						5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	331	620	951	4	3,050	4,007
当期変動額合計	331	620	951	4	3,050	1,449
当期末残高	241	542	784	29	2,004	6,597

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	178	466
減価償却費	13	10
投資損失引当金の増減額（は減少）	992	832
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	3
賞与引当金の増減額（は減少）	0	21
関係会社整理損失引当金の増減額（は減少）	107	128
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	10	11
受取利息及び受取配当金	337	706
支払利息	387	338
投資有価証券売却損益（は益）	-	61
投資有価証券評価損益（は益）	213	-
投資有価証券償還損益（は益）	21	70
関係会社株式売却損益（は益）	0	-
営業投資有価証券評価損	1,129	6
営業投資有価証券の増減額（は増加）	1,655	2,058
営業貸付金の増減額（は増加）	160	-
破産更生債権等の増減額（は増加）	39	36
投資事業組合への出資による支出	2,256	4,222
投資事業組合からの分配金	1,521	3,346
投資事業組合等の非支配株主持分の増減額（は減少）	999	156
その他	26	29
小計	569	661
利息及び配当金の受取額	339	706
利息の支払額	400	354
法人税等の支払額	48	58
法人税等の還付額	51	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	511	974
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	18	18
投資有価証券の売却による収入	-	70
投資有価証券の償還による収入	183	413
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	36	-
その他	85	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	213	470
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,816	2,448
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	29
新株予約権の行使による株式の発行による収入	594	1,088
その他	2	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,224	1,404
現金及び現金同等物に係る換算差額	127	67
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,371	26
現金及び現金同等物の期首残高	8,313	5,942
現金及び現金同等物の期末残高	15,942	15,915

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 33社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4.関係会社の状況」に記載しているため、省略しておりません。

JAIC&BV MANAGEMENT COMPANY INC.は清算したため、連結の範囲から除外しております。

投資事業組合等の異動は下記のとおりであります。

増加：新設によるもの3ファンド

減少：清算によるもの3ファンド

(2) 非連結子会社数 6社

主要な非連結子会社

NWF-JAIC, LLC

投資事業組合等 5ファンド

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、連結した場合における総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を子会社としなかった当該他の会社

(株)矢野経済研究所

(子会社としなかった理由)

(株)矢野経済研究所は、当社の主たる目的である投資育成のために取得したものであり、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしているため、子会社から除外いたしました。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社数 10社

主要な持分法適用関連会社

投資事業組合等 10ファンド

投資事業組合等の異動は下記のとおりであります。

減少：清算によるもの2ファンド

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

日本プライベートエクイティ(株)他12社は連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社

(株)ウェブレッジ、(株)オープンエンド、(株)生光会健康管理センター、(株)ソフセラ、ドゥーマンズ(株)、(株)ブラメディシーナ、(株)レグイミュン、レゴリス(株)、Napa Jenomics(株)、蘇州胡椒(蘇州胡椒)投資諮詢有限公司

(関連会社としなかった理由)

(株)ウェブレッジ他9社は、当社の主たる目的である投資育成のために取得したものであり、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしているため、関連会社から除外いたしました。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

なお、投資事業組合等(以下「組合等」)の持分法適用にあたっては、当社及び関係会社が管理運用する組合等は資産・負債・収益・費用を連結会社の持分割合に応じて計上し、他社が管理運用する組合等は純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記の11社の決算日は12月31日であります。当該11社は、当該連結子会社の各社の決算日における財務諸表を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社名	決算日又は仮決算日
JAIC ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	12月末日
JAIC INTERNATIONAL (Hong Kong) CO., LTD.	12月末日
PT. JAIC INDONESIA	12月末日
JAIC (THAILAND) CO., LTD.	12月末日
日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.)	12月末日
JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD	12月末日
蘇州日亜創業投資管理有限公司	12月末日
JAIC-CI Limited	12月末日
日亜(天津)創業投資管理有限公司	12月末日
瀋陽日亜創業投資有限公司	12月末日
JAIC-TAIB CAPITAL MANAGEMENT (CAYMAN) LTD.	12月末日

また、19ファンドの決算日は主に12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合出資金等

当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

営業投資有価証券

その他営業投資有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合出資金等

当社及び関係会社が管理運用する組合等について、当社と決算日が同一である組合等については連結決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を連結会社の出資持分割合に応じて計上しております。

また、他社が管理運用する組合等については、当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、太陽光発電設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年

機械及び装置 17年

車両運搬具及び工具器具備品 4～15年

無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に係る損失に備えるため、関係会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の財務諸表は、在外子会社等の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生年度の販売費及び一般管理費に計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として5年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業損失、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度末の資本剰余金が94百万円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は94百万円減少しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」4百万円、「その他」207百万円は、「流動負債」の「その他」212百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「賃借料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「賃借料」80百万円、「その他」488百万円は、「販売費及び一般管理費」の「その他」568百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」及び「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「支払手数料」は「支払利息」に、「投資事業組合運用損」は「雑損失」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」0百万円、「支払利息」442百万円は、「営業外費用」の「支払利息」443百万円として組み替えており、また、「営業外費用」の「投資事業組合運用損」3百万円、「雑損失」13百万円は、「営業外費用」の「雑損失」16百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「関係会社清算益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた1百万円は「関係会社清算益」1百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「固定資産除売却損」0百万円、「その他」19百万円は、「特別損失」の「その他」19百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資事業組合運用損益」及び「固定資産除売却損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資事業組合運用損益」2百万円、「固定資産除売却損益」0百万円、「その他」29百万円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」26百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の取得による支出」、「無形固定資産の取得による支出」、「定期預金の増減額」、「借室保証金の返還による収入」、「借室保証金の支払による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の取得による支出」2百万円、「無形固定資産の取得による支出」0百万円、「定期預金の増減額」65百万円、「借室保証金の返還による収入」1百万円、「借室保証金の支払による支出」0百万円、「その他」21百万円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」85百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「配当金の支払額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「配当金の支払額」0百万円、「その他」1百万円は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」2百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	379百万円	365百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
営業投資有価証券	2,318百万円	2,137百万円
	上記物件の内、連結子会社が保有する営業投資有価証券2,137百万円について、当該連結子会社の長期借入金1,010百万円の担保に供しております。	上記物件は、連結子会社が保有する営業投資有価証券2,137百万円について、当該連結子会社の長期借入金1,010百万円の担保に供しております。

3 営業投資有価証券に含まれる非連結子会社及び関連会社等に対する投資事業組合出資金等の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資事業組合出資金等	338百万円	10百万円

(連結損益計算書関係)

1 営業収益の主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業投資有価証券売却高	6,219百万円	3,485百万円
投資事業組合等運営報酬	370	548
営業受取配当金	102	66
持分法による営業投資利益	-	36

2 営業原価の主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業投資有価証券売却原価	4,076百万円	2,041百万円
投資損失引当金繰入額	681	950
持分法による営業投資損失	52	-
投資事業組合持分損失	150	36

3 営業原価のうち営業投資有価証券評価損の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	1,112百万円	13百万円

4 特別損失の「その他」に含まれる固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
車両運搬具及び工具器具備品	0百万円	0百万円
計	0	0

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,736百万円	110百万円
組替調整額	1,307	668
税効果調整前	429	557
税効果額	152	113
その他有価証券評価差額金	276	443
為替換算調整勘定：		
当期発生額	848	638
組替調整額	-	228
為替換算調整勘定	848	866
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	157	36
組替調整額	11	105
持分法適用会社に対する持分相当額	145	142
その他の包括利益合計	1,270	1,452

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)	119,993	8,758	-	128,751
合計	119,993	8,758	-	128,751
自己株式				
普通株式	2,098	-	-	2,098
合計	2,098	-	-	2,098

(注) 普通株式の増加8,758千株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	29
	2014年12月新株予約権 (注)1,2	普通株式	-	23,500	8,758	14,742	5
合計		-	-	-	-	-	34

(注)1. 2014年12月新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2014年12月新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	128,751	17,241	129,144	16,848
合計	128,751	17,241	129,144	16,848
自己株式				
普通株式 (注) 3, 4	2,098	0	1,894	204
合計	2,098	0	1,894	204

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加17,241千株は、新株予約権の権利行使による増加15,393千株、転換社債型新株予約権付社債の転換による増加1,847千株であります。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少129,144千株は、平成27年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少1,894千株は、ストック・オプションの行使による減少51千株、平成27年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	27
	2014年12月新株予約権 (注) 1	普通株式	14,742	-	14,742	-	-
	2015年12月新株予約権 (注) 2, 3	普通株式	-	1,687	651	1,036	2
合計		-	-	-	-	-	29

(注) 1. 2014年12月新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 2015年12月新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 2015年12月新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	11,610百万円	8,686百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	75	75
投資事業組合に対する当社及び連結子会社 出資持分額	5,593	2,696
現金及び現金同等物	5,942	5,915

2 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 百万円	417百万円
新株予約権の行使による資本剰余金増加額	-	417
新株予約権の行使による新株予約権付社債 減少額	-	835

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

太陽光発電設備(機械及び装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として未上場有価証券を投資対象とした投資業務を行っております。この事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融若しくは直接金融によって資金調達を行う方針であります。

このように、主として流動性の低い金融資産を有しているため、金融資産の投資回収期間と金融負債の調達期間のギャップを最小化すべく長期資金の調達を志向しており、その結果生じる長期借入金の金利変動及び、外貨建金融資産の投資回収に伴う為替変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の管理を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は主として営業投資有価証券及び投資有価証券であり、主に株式、債券及び投資事業組合出資金等であり、営業投資目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。なお、当期の連結決算日現在における営業投資有価証券及び投資有価証券には、リスクが高いものとして、流動性の低い時価のない有価証券16,734百万円等が含まれております。

また変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。

この他、デリバティブ取引にはリスク管理の一環で行っている金利スワップ取引及び為替予約取引があります。当社では、為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債権に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスクの管理

当社グループは、未上場の営業投資有価証券について、以下の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。

投資の実行時

投資担当部門が、投資業務規程に従い、個別の案件ごとに投資先企業の信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議で投資の可否を判断しております。また、1社当たりの投資額が一定額を超える場合には、取締役会において経営陣により実行の可否を決裁しております。

投資実行後

投資担当部門は、投資業務規程に従い、投資先の状況を随時モニタリングしております。また、償却引当規程に従い、投資先会社の実情を勘案して定期的に評価を行い、必要に応じて営業投資有価証券評価損、投資損失引当金を計上しております。

2. 市場リスクの管理

金利リスクの管理

変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。管理グループが、経理規程に従い所定の決裁会議において承認された方針のもと、金利スワップや固定金利での借入れを行うことにより当該リスクを回避しております。

為替リスクの管理

当社では、為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債権に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。外貨建て営業投資有価証券については、為替変動による影響額の定期的なモニタリングを行っております。

価格変動リスクの管理

営業投資有価証券のうち上場株式については、継続的に時価や発行体の経営状況等を把握し、適切な価格、タイミングで流動化を図っております。また、時価のある営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の実施に当たりましては、リスクヘッジ以外の目的では行わない方針であり、経理規程に従い、所定の決裁会議において承認を行い、管理グループが取引を実行しております。

市場リスクに係る定量的情報

(ア)営業投資有価証券

外貨建営業投資有価証券については、各通貨の為替レートの変動が営業投資有価証券の貸借対照表価額に与える影響額を、為替リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

為替レート以外の全てのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、円が各通貨に対して5%上昇したものと想定した場合には、営業投資有価証券の貸借対照表価額が184百万円減少し、5%下落したものと想定した場合には、184百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、為替レートを除くリスク変数が一定の場合を前提としており、為替レートとその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

(イ)借入金

変動金利による借入金について、その借入金の総額に占める割合、及び、金利の変動が当面1年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

平成28年3月31日現在、変動金利による借入金のうち金利スワップにより金利変動リスクがカバーされていないものの、借入金総額に占める割合は70.3%であります。

また、金利以外の全てのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、税金等調整前当期純利益が13百万円減少し、0.1%下落したものと想定した場合には、13百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

3. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、借入金に係る弁済計画について、全取引金融機関からご同意を頂いておりますが、さらなる経済環境の悪化や不測の事態等により当社グループが当該計画で定められている最低返済額の返済を履行できない事態に陥った場合には事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクを有しております。

当該リスクに対応するため、資金繰りについては、各部署からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新し管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,610	11,610	-
(2) 営業投資有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券 投資損失引当金(1)	1,798 228		
	1,569	1,569	-
資産計	13,180	13,180	-
(1) 短期借入金	2,448	2,448	-
(2) 長期借入金	1,010	1,010	0
負債計	3,458	3,459	0

(1)債券に対応する投資損失引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,686	8,686	-
(2) 営業投資有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券 投資損失引当金(1)	2,824 28		
	2,795	2,795	-
資産計	11,482	11,482	-
(1) 短期借入金	2,606	2,606	-
(2) 長期借入金	1,652	1,654	2
負債計	4,258	4,260	2

(1)債券に対応する投資損失引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券について、債務者の信用リスクに基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から対応する投資損失引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(1)非上場の株式及び債券等(1)	18,469	14,419
(2)組合出資金(2)	2,097	2,680
(3)長期借入金(3)	17,745	14,860

- (1) 非上場の株式及び債券等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。
- (2) 組合出資金は、組合財産の大部分が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象としておりません。
- (3) 長期借入金については、その弁済計画について、全取引金融機関からご同意をいただいております。連結決算日現在、将来のキャッシュ・フローは確定していないため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,610	-	-	-
営業投資有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券(社債)	211	70	-	-
合計	11,822	70	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,686	-	-	-
営業投資有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券(社債)	1,694	40	-	-
合計	10,381	40	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金（ 1 ）	2,448	-	-	1,010	-	-
合計	2,448	-	-	1,010	-	-

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	510	-	-	-	-	-
長期借入金（ 1 ）	2,096	46	1,057	46	46	455
合計	2,606	46	1,057	46	46	455

- （ 1 ）長期借入金は、その弁済計画について、全取引金融機関からご同意をいただいております。よって返済予定額は返済金額が確定しているもののみ記載しております。なお、当連結会計年度の1年以内返済予定額2,096百万円の内、2,050百万円は平成28年4月末に返済しております。また、1年超の返済予定額は、全額連結子会社の残高であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券
前連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	732	330	401
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	406	365	41
小計	1,138	695	443
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	146	198	51
(2) 債券	512	512	-
(3) その他	-	-	-
小計	659	710	51
合計	1,798	1,406	392

(注) 以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,949
非上場債券	140
その他	2,097
合計	20,187

当連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	357	112	245
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	379	365	14
小計	737	477	260
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	317	453	136
(2) 債券	1,769	1,769	-
(3) その他	-	-	-
小計	2,086	2,223	136
合計	2,824	2,700	123

(注) 以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	13,943
非上場債券	110
その他	2,680
合計	16,734

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
(1) 株式	5,996	3,378	230
(2) 債券	242	128	-
(3) その他	-	-	-
合計	6,239	3,506	230

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
(1) 株式	3,583	1,523	55
(2) 債券	58	53	-
(3) その他	-	-	-
合計	3,641	1,576	55

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度

前連結会計年度において、その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを含む。）について1,325百万円（営業投資有価証券に属するもの1,112百万円、投資有価証券に属するもの213百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度

当連結会計年度において、その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを含む。）について13百万円（営業投資有価証券に属するもの13百万円）の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度と確定拠出型の年金制度を併用しております。

なお、当社及び連結子会社が有する確定給付型の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	78百万円	89百万円
退職給付費用	12	12
退職給付の支払額	1	1
退職給付に係る負債の期末残高	89	100

退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	89	100
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89	100
退職給付に係る負債	89	100
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89	100

退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 12百万円 当連結会計年度 12百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)7百万円、当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)10百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費		
その他	19	4

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益		
その他	-	0

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 91名	当社取締役 3名 当社上席執行役員 1名 当社執行役員 1名 当社従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 178,900株	普通株式 172,500株
付与日	平成22年7月21日	平成23年7月11日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。ただし、当社を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(b)新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。ただし、当社を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(b)新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>
対象勤務期間	自 平成22年7月21日 至 平成24年7月21日	自 平成23年7月11日 至 平成25年7月11日
権利行使期間	自 平成24年7月22日 至 平成27年7月21日	自 平成25年7月12日 至 平成28年7月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	平成26年3月ストック・オプション (株式報酬型)	平成26年7月ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,900株	普通株式 8,100株
付与日	平成26年3月11日	平成26年7月15日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割り当て契約に定めるところによるものとする。</p>	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割り当て契約に定めるところによるものとする。</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	自 平成26年3月12日 至 平成56年3月11日	自 平成26年7月16日 至 平成56年7月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	平成27年7月ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,900株
付与日	平成27年7月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割り当て契約に定めるところによるものとする。</p>
対象勤務期間	
権利行使期間	自 平成27年7月15日 至 平成57年7月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年ストック ・オプション	平成23年ストック ・オプション	平成26年3月 ストック ・オプション (株式報酬型)	平成26年7月 ストック ・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,800	7,000	17,900	8,100
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	4,200	900
失効	1,800	-	-	-
未行使残	-	7,000	13,700	7,200

	平成27年7月 ストック ・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	5,900
失効	-
権利確定	5,900
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	5,900
権利行使	-
失効	-
未行使残	5,900

(注) 平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成22年ストック ・オプション	平成23年ストック ・オプション	平成26年3月 ストック ・オプション (株式報酬型)	平成26年7月 ストック ・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	580	910	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	650	650
付与日における公正な評価 単価 (円)	330	550	1,080	890

(注) 平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による影響を反映した金額を記載しております。

	平成27年7月 ストック ・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-

	平成27年7月 ストック ・オプション (株式報酬型)
付与日における公正な評価 単価 (円)	580

(注)平成27年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による影響を反映した金額を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年7月ストック・オプション(株式報酬型)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年7月ストック・オプション (株式報酬型)
株価変動性(注)1	57.95%
予想残存期間(注)2	5.3年
予想配当(注)3	0.00%
無リスク利子率(注)4	0.12%

(注)1. 算定基準日において(注2)の予想残存期間に対応する期間の過去の株価をもとに算定した、当社の週次ヒストリカルボラティリティを採用しております。

(注)2. 当社取締役の予想在任期間をそれぞれ付与した新株予約権の個数によって加重平均することにより見積りました。

(注)3. 平成27年3月期の配当実績によっております。

(注)4. 予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
投資損失引当金	1,250百万円	861百万円
営業投資有価証券評価損	719	596
事業再構築費用	254	140
関係会社株式評価損	79	63
退職給付に係る負債	28	30
貸倒引当金	29	21
繰越欠損金	15,898	15,521
その他	327	316
繰延税金資産小計	18,589	17,552
評価性引当額	18,589	17,552
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	152	38
繰延税金負債合計	152	38
繰延税金負債の純額()	152	38

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動負債 - 繰延税金負債	129百万円	32百万円
固定負債 - 繰延税金負債	23	5

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	249.8%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	50.6%
海外現地法人の税率による差異等	40.2%	0.4%
持分法損益等連結調整に係る項目	52.3%	4.6%
投資事業組合等の連結による差異	181.0%	20.1%
評価性引当額	73.2%	5.6%
税務上の繰越欠損金の利用	5.8%	1.7%
その他	3.6%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%	0.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 関係会社が管理運営する投資事業組合 1 ファンド
事業の内容 主に中国天津地区における未上場企業への投資

(2) 企業結合日 平成27年 6月30日

(3) 企業結合の法的形式

組合員の出資持分の追加取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

関係会社が管理運営する投資事業組合の組合員より、当該組合員が保有するファンドの出資持分を譲渡する旨の意向を受けました。

当社としては、譲渡にかかる諸条件について合意したため、譲り受けたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 子会社の出資持分の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	385百万円
取得原価		385

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社の出資持分の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

97百万円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社グループは、投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位:百万円)

	投資事業組合等 管理業務	投資業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	370	6,502	62	6,935

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:百万円)

日本	中国	アメリカ	その他	合計
5,879	278	166	610	6,935

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類しております。

各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

その他: 東南アジア、極東アジア、ヨーロッパ

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は単一の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上に該当する顧客がおりますが、秘密保持契約を締結しているため記載をしておりません。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位:百万円)

	投資事業組合等 管理業務	投資業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	548	4,001	46	4,596

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:百万円)

日本	中国	アメリカ	その他	合計
2,452	1,465	530	148	4,596

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類しております。

各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

その他: 東南アジア、極東アジア

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「中国」「アメリカ」は、連結損益計算書の売上高の10%を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報(1)売上高」の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた1,056百万円は、「中国」278百万円、「アメリカ」166百万円、「その他」610百万円として組替えております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は単一の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持契約を締結しているため記載をしておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは、投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社グループは、投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	瀋陽万亜創業投資企業	中国	78,000 千人民元	投資	(所有) 直接 29	出資先	出資	343	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の投資事業組合等との取引は、組合契約に基づき出資をしたものであります。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	瀋陽万亜創業投資企業	中国	78,000 千人民元	投資	(所有) 直接 1	出資先	出資	11	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の投資事業組合等との取引は、組合契約に基づき出資をしたものであります。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	JAIC-CROSBY GREATER CHINA INVESTMENT FUND LIMITED	ケイマン	11,000 千USドル	投資	-	出資先	分配	402	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の投資事業組合等との取引は、組合財産の払戻を受けたものであります。

上記の投資事業組合等は清算し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載してあります。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

- (2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引
- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は九州・リレーションシップ1号投資事業有限責任組合及びCA-JAIC
チャイナ・インターネットファンドであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

流動資産合計	1,100百万円
流動負債合計	0
純資産合計	1,099
営業収益	1,860
税引前当期純利益金額	613
当期純利益金額	613

- (注) 九州・リレーションシップ1号投資事業有限責任組合及びCA-JAICチャイナ・インターネットファンドは、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	233.52円	274.16円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	61.57円	49.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	48.69円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(百万円)	731	707
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(百万円)	731	707
期中平均株式数(千株)	11,884	14,161
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	370
(うち新株予約権(千株))	-	370
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成26年11月18日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の数 2,350個) 普通株式 235,000株	平成23年6月24日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の数 70個) この概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	510	4.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,448	2,096	1.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	29	30	5.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	18,755	16,512	1.9	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	538	507	5.2	平成29年～41年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	21,771	19,656	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 1年以内に返済予定の長期借入金の当期末残高2,096百万円のうち、2,050百万円は既に平成28年4月末に返済しております。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	46	1,057	46	46
リース債務	31	33	34	36

4 長期借入金の一部は、その弁済計画について、全取引金融機関からご同意をいただいております。よって返済期限は記載しておりません。また上記3の返済予定額は連結子会社の借入金で、返済金額が確定しているもののみ記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	850	2,735	3,238	4,596
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(百万円)	48	81	437	466
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	88	36	341	707
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.62	2.65	24.68	49.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.62	8.86	26.70	69.26

(注) 当社は、平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,539	7,280
営業投資有価証券	1 15,217	1 14,420
投資損失引当金	3,852	2,797
営業貸付金	206	205
未収入金	54	51
その他	198	110
貸倒引当金	17	26
流動資産合計	19,345	19,245
固定資産		
有形固定資産		
建物	20	18
工具、器具及び備品	4	4
土地	24	24
有形固定資産合計	49	47
無形固定資産		
その他	5	4
無形固定資産合計	5	4
投資その他の資産		
投資有価証券	1,923	1,520
関係会社株式	2,321	931
破産更生債権等	219	157
その他	165	162
貸倒引当金	74	43
投資その他の資産合計	4,555	2,727
固定資産合計	4,610	2,779
資産合計	23,956	22,025

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	363	-
1年内返済予定の長期借入金	2,448	2,050
未払費用	145	104
未払法人税等	23	44
賞与引当金	4	22
繰延税金負債	129	32
その他	272	249
流動負債合計	3,386	2,503
固定負債		
長期借入金	17,745	14,860
退職給付引当金	89	100
繰延税金負債	23	10
固定負債合計	17,858	14,971
負債合計	21,245	17,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,299	5,268
資本剰余金		
資本準備金	299	1,268
その他資本剰余金	2,115	2,111
資本剰余金合計	2,415	3,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,180	4,355
利益剰余金合計	5,180	4,355
自己株式	410	400
株主資本合計	1,124	3,892
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,551	628
評価・換算差額等合計	1,551	628
新株予約権	34	29
純資産合計	2,711	4,550
負債純資産合計	23,956	22,025

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	3,955	3,678
営業原価	3,453	2,510
営業総利益	502	1,167
販売費及び一般管理費	1,107	1,150
営業利益又は営業損失()	575	16
営業外収益		
受取利息	9	15
受取配当金	335	800
為替差益	-	219
雑収入	17	5
営業外収益合計	363	1,041
営業外費用		
支払利息	399	341
為替差損	82	-
雑損失	15	34
営業外費用合計	498	375
経常利益又は経常損失()	710	681
特別利益		
投資有価証券売却益	-	61
投資有価証券償還益	21	70
関係会社清算益	14	10
その他	-	2
特別利益合計	35	145
特別損失		
投資有価証券評価損	213	-
その他	0	0
特別損失合計	213	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	888	827
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等合計	3	3
当期純利益又は当期純損失()	892	824

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,000	-	2,115	2,115	4,287	4,287	410	1,417	
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	299	299		299				599	
当期純損失（ ）					892	892		892	
自己株式の取得								-	
自己株式の処分								-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	299	299	-	299	892	892	-	292	
当期末残高	4,299	299	2,115	2,415	5,180	5,180	410	1,124	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	829	829	9	2,256
当期変動額				
新株の発行（新株予約 権の行使）				599
当期純損失（ ）				892
自己株式の取得				-
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	722	722	25	747
当期変動額合計	722	722	25	454
当期末残高	1,551	1,551	34	2,711

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,299	299	2,115	2,415	5,180	5,180	410	1,124	
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	969	969		969				1,938	
当期純利益					824	824		824	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分			4	4			9	5	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	969	969	4	964	824	824	9	2,767	
当期末残高	5,268	1,268	2,111	3,380	4,355	4,355	400	3,892	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,551	1,551	34	2,711
当期変動額				
新株の発行（新株予約 権の行使）				1,938
当期純利益				824
自己株式の取得				0
自己株式の処分				5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	923	923	4	928
当期変動額合計	923	923	4	1,839
当期末残高	628	628	29	4,550

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合出資金等

投資事業組合等(以下「組合等」)の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法

その他営業投資有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合出資金等

当社及び関係会社が管理運用する組合等について、当社と決算日が同一である組合等については当社の決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

また、他社が管理運用する組合等は、当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の販売費及び一般管理費に計上しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「前払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「前払費用」67百万円、「その他」130百万円は、「流動資産」の「その他」198百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「長期前払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期前払費用」133百万円、「その他」31百万円は、「投資その他の資産」の「その他」165百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「前受金」及び「前受収益」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「前受金」28百万円、「前受収益」29百万円、「その他」214百万円は、「流動負債」の「その他」272百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」及び「投資事業組合運用損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「支払手数料」は「支払利息」に、「投資事業組合運用損」は「雑損失」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」0百万円、「支払利息」399百万円は、「営業外費用」の「支払利息」399百万円として組み替えており、また、「営業外費用」の「投資事業組合運用損」3百万円、「雑損失」12百万円は、「営業外費用」の「雑損失」15百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

- 1 営業投資有価証券に含まれる、連結子会社に対する投資事業組合出資金等及び持分法を適用した関連会社に対する投資事業組合出資金等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
連結子会社に対する投資事業組合出資金等	439百万円	119百万円
持分法を適用した関連会社に対する投資事業組合出資金等	499	-

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	19百万円	19百万円
短期金銭債務	497	16

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給料及び手当	194百万円	194百万円
事務委託費	242	147
賞与引当金繰入額	4	22
退職給付費用	20	21
貸倒引当金繰入額	5	3
減価償却費	6	6
組合持分経費	233	384

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	186百万円	108百万円
販売費及び一般管理費	54	28
営業取引以外の取引高	28	106

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式639百万円、関連会社株式291百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,019百万円、関連会社株式302百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
投資損失引当金	1,248百万円	859百万円
営業投資有価証券評価損	719	596
事業再構築費用	254	140
投資有価証券評価損	142	135
関係会社株式評価損	79	63
繰越欠損金	15,798	15,436
その他	239	230
繰延税金資産小計	18,483	17,462
評価性引当額	18,483	17,462
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	152	43
繰延税金負債合計	152	43
繰延税金負債の純額 ()	152	43

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な事項別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失が計	33.1%
(調整)	上されているため、記	
交際費等永久に損金に算入されない項目	載しておりません。	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		28.5%
評価性引当額の増減額		6.6%
その他		2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		0.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	38	-	-	1	38	20
	工具、器具及び備品	35	3	0	3	38	33
	土地	24	-	-	-	24	-
	リース資産	3	-	3	-	-	-
	計	102	3	4	5	101	54
無形 固定資産	その他	42	-	-	1	42	37
	計	42	-	-	1	42	37

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資損失引当金	3,852	607	1,661	2,797
貸倒引当金	92	13	35	70
賞与引当金	4	22	4	22

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日 上記のほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める。
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株 (注)2
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法(URL)	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.jaic-vc.co.jp/jp/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受けられる権利並びに当社定款において定める権利以外の権利を有していません。

(注)2 平成27年10月1日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びにこれらの訂正報告書、確認書及びその訂正確認書
有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書
事業年度（第34期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出。
上記にかかる訂正報告書及びその確認書
平成27年7月10日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第35期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月13日関東財務局長に提出。
（第35期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出。
（第35期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成27年6月29日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成27年11月20日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年2月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年2月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
有価証券届出書（予約権付社債の発行）平成27年12月11日関東財務局長に提出。
有価証券届出書（予約権証券の発行）平成27年12月11日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月21日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アジア投資株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本アジア投資株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月21日

日本アジア投資株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。